

# 令和2年第5回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和2年9月10日(木曜日)

開 会 9時02分 ～ 散 会 14時36分

### 議事日程

開会 令和2年9月10日(木) 9時02分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第5 議案第2号 阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 議案第3号 阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 議案第4号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第4回)

- 日程第8 議案第5号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第9 議案第6号 令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第10 議案第7号 令和元年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第12 議案第1号、議案第4号から議案第7号及び発議第1号を委員会付託

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員(7名)****議席番号**

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫 拓
3番	伊	藤	敬 久
5番	清	水	教 昭
6番	田	中	敏 雄
7番 副議長	中	野	祥 太 郎
8番 議 長	末	若	憲 二

**欠席議員** なし

(5番 清水教昭議員、体調不良により午後の審議を欠席)

**欠 員** 1名

**説明のため出席したもの**

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時02分

## 開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日令和2年第5回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位には応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。まず新型コロナウイルスでは、全国的に感染の第二波が出てきております。この第二波は都会だけでなく、我々地方にも及んでいます。この山口県でも山陽小野田市で夜の接待を伴う繁華街で初めてクラスターが発生し、隣の宇部市にも多く発生しております。一方お盆に帰省された方からも発症がありました。自分が感染していないと思い込んでの行動だったと思います。全国的に行動に自粛が求められていた時でありましたので、しっかり考えて行動してほしかったと思います。今後新しい生活様式が求められています。コロナウイルスにかからない、うつさない、この行動を今一度真剣にみんなが考えていかなければいけないと思います。また、6月17日に開催されました定例議会冒頭の挨拶の中で、6月15日河野防衛大臣からイージス・アショアの配備計画の停止発表があり、一日も早く白紙撤回になるよう望んでいるとお伝えをしました。そして7月21日、日本政府がイージス・アショアの配備計画を中止すると正式発表がありました。個人的にも大変うれしく思います。福賀地区から阿武町全体に膨らみました計画に反対をする「阿武町民の会」の活動が実を結んだと強く思っております。阿武町民の会も7月31日で解散されましたが、ここまでの吉岡会長さんをはじめ役員の方々、会員の皆様、本当にご苦勞様でございました。心よりお礼申し上げます。

今年の梅雨は、沖縄地方で平年より11日早い6月12日に梅雨明け宣言があり、全国各地も平年より早い梅雨明けであろうと見られておりましたが、梅雨前線の停滞により7月3日から7月31日にかけて九州地方から東北地方の12県に及ぶ災害が発生し、道路や鉄道を含め多くの被害を受けました。特に熊本県の球磨川水系では多くの被害が発生し、球磨村では多くの方が被災されました。特に特別養護老人ホーム千寿苑においては、入居していらっしゃる14の方が亡くなられるという悲しい出来事がありました。ここに全国の亡くなられた方や被災されました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

一方、梅雨が明けますと今までにない猛暑が続き、全国でも気温が40度を越すという報道が幾度となく流れました。そのため熱中症によって亡くなられるという方が増えました。自分の体は自分にしか分かりませんが、エアコンなどを有効に使ってこられたら違っていたのではと思います。また、ここに来て台風が続けて発生しております。高い温度の海水によって異常に発達し、類を見ないような大型台風になりました。気象庁も国土交通省も早くから準備や早めの避難を呼びかけていました。今後もこのような異常気象が続くと思われまますので自分の命は自分で守る、ということを念頭に行動してほしいと思います。

国政においても大きな嵐が起きました。ご存知のとおり、安倍総理が8月28日突如総理辞任表明をされました。持病である潰瘍性大腸炎の再発により、病気治療により政治に空白が生まれてはならないとの話でした。一昨日自民党総裁選挙が始まり、菅氏、岸田氏、石破氏の3人の立候補でしたが、14日には新総裁が決まります。その後臨時国会で首相指名選挙が行われ日本の新しいリーダーが決まります。どなたになられても新型コロナウイルスの押さえ込みと経済の立て直し、更には国際問題にしっかり取り組んでほしいと強く思います。

今期定例会では、一般質問、各議案の審議のほか、昨年度令和元年度ですが、各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。

議員各位の慎重なるご審議をお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案7件、発議1件、全員協議会における報告2件、また3人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、7人全員です。ただ今より令和2年第5回阿武町議会定例会を開会します。

なお、長山代表監査委員には決算議会でありますので、今期、会期を通じて出席のお願いをしております。よろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり一般質問、議案説明、委員会付託です。

## 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月17日開催の令和2年第4回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

7月6日 議会全員協議会が開催され、イージス・アショア配備計画に係る防衛省による説明会の開催の要否について協議、また、新たな風力発電事業の計画について執行部より説明を受けたことはご高承のとおりです。

7月27日 阿武町子ども議会の開催に向け、阿武中学校にて阿武中学校2年を対象に概要説明会を行い、本職と事務局長が出席しました。

8月5日 萩広域シルバー人材センター理事長が補助金確保の要望のため来庁され、本職が出席しました。

8月25日 阿武町地球温暖化対策地域協議会役員会が役場大会議室で開催され、本職が出席しました。

9月3日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付の資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長 ここで、本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和2年第5回阿武町議会定例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中、本定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者が世界で2千600万人、死者も88万人を超える中、我が国においては、累計で7万人以上が感染し、死者も1,300人を超えるなど、未だに流行の再燃の状況にあり、山口県内においても、山陽側を中心に感染者が昨日時点で189人、また初めての死者1人が出るという非常事態となっております。

幸いにも阿武町をはじめ、近隣の萩市・長門市での感染者は今のところ出ておりませんが、予断を許さない状況であり、引き続き感染防止対策には万全の措置を講じる必要があります。

今後は、「Go To トラベル」や「Go To イート」などの観光支援や経済活動との折り合いをつけながら、業績悪化による休業や解雇などの雇用問題にどのように対応していくのか、また、イベントや祭りなどの行事の再開や、テレワークなどの情報通信技術を活用した仕組み作りなど、様々な形で新たな生活様式への転換が大きな課題となっております。

こうした中、今年の夏は昨年よりも厳しい残暑が続いておりますが、8月17

日には静岡県浜松市で国内史上最高気温と並ぶ 41.1 度を観測するなど、今年  
は長梅雨の後、日本列島は各地で最高気温が 35 度以上の猛暑日が続き、西日  
本や東日本を中心に暑さの厳しい夏となり、9月に入っても高温傾向が現在も  
続いております。

こうした中、本町においては、夏の福賀スイカは好調であったとは聞いてお  
りますが、水稻の作況は、7月の低温や大雨、日照不足の影響により、全国的  
にもやや不良となるとの予測も発表されているところであり、また、今が旬の  
梨においては、受粉期の気象の影響により、果実そのものの量が例年の3から  
4割減とも聞き及んでおりましたが、これにこの度の台風9号10号による落  
果が追い打ちをかけ、大変厳しい状況にあります。

こうした中、台風9号の被害であります。高潮や強風、更に3日の午前には  
大潮と西の風が重なって、奈古漁港内の道路が海水で一時冠水したほか、宇  
田郷や尾無漁港においても漁港の海水面が上昇し、定置網の倉庫の浸水や荒波  
による護岸の陥没等が発生をいたしました。また、続く台風10号は、大型で  
非常に強い特別警戒級の勢いを維持したまま九州を縦断し、山口県にも接近す  
るとの予報から、6日の午後3時から町内各地区に避難所を開設し、第3レベ  
ルであります「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した結果、町民センター  
に5世帯10人、のうそんセンターに6世帯6人、ふれあいセンターに12世帯  
14人の合計23世帯30の方が避難されたほか、町の方から要請をしてお  
ります福祉避難所の恵寿苑に介助者を含めて6人、いらお苑に2人、ひだまりの  
里に介助者を含めて2人の合計10の方が避難されたところであり、合計で  
40人の、最近になく多くの方が避難所に来られたわけではありますが、避難され  
た方は、介護を要する方や高齢者の一人暮らしの方が多く、ある意味、自宅  
で心細い思いをされずに避難所に避難をされてご安心であったのではないかな  
というふうに思っております。

蛇足になりますけども、実は、一昨日、障がい者の方と一緒に福祉避難所に避難された家族の方が私の所においでになりまして、「避難について保健師から声をかけてもらい、また、避難所でも大変親切な対応をしていただき本当にありがとうございました。」とお礼の言葉をいただきました。私としても大変うれしく、ありがたいことでありました。今回の台風では、幸いにも本町におきましては、大きな被害を受けることなく、乗り越えることができましたが、9月に入り、本格的な台風シーズンを迎え、まだまだ予断を許さない状況にあり、今後とも早め早めの対応により、住民の安全・安心をしっかりと確保に努めるよう万全を期する所存であります。

さて、ここで、この場をお借りして、町の状況や今年度進めております各種事業等について、その状況をいくつかご説明をさせていただきます。

先ほどもありましたが、まず、イージス・アショアであります。配備の断念については既にご案内のとおりであります。7月末をもって、「むつみ演習場へのイージス・アショア配備に反対する阿武町民の会」の吉岡代表ほか3人の役員さんが、私の所にお見えになり、政府の計画の断念を受けて、7月末をもって解散するとの報告を受けたところであります。この「町民の会」の皆さんの活動による後ろ盾は、計画配備に反対する私の心の大きな支えとなり、本当にありがたいことだったと、改めてお礼を申し上げたところであります。こうした中、今月4日には、防衛省から地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の計画断念の経緯を検証した結果が公表されましたが、同日のお昼前には、河野防衛大臣から直接私の携帯に電話があり、住民を守るための説明に対する慎重さや誠実さの欠如、また、省内での情報共有、連携、意思疎通が不十分であったことなど、大臣自ら丁寧な説明とお詫びをいただきました。私としては、そもそも外交・防衛や安全保障に関することが、全て公にされることはないというふうに思っておりまして、今回の公表が防衛省としてできる最大

限のものを受け止め、河野大臣にはこれまでの経過を含めて、真摯な対応にお礼を申し上げたところであります。

次に、「道の駅阿武町」の4月から6月における、第1四半期の状況について、簡単にご報告させていただきます。ご案内のとおり、4月16日に新型コロナウイルスに対する全国緊急事態宣言が発令され、これを受けて「道の駅阿武町」では、年間で一番売上の多いゴールデンウィークを含む稼ぎ時の時期ではありましたが、ウイルス感染防止のため、4月23日から5月20日まで約1カ月間をやむなく休業といたしました。この結果、第1四半期の売上高は、約7,000万円で、昨年比べて約5,000万円のマイナス。経常利益はマイナスの667万円で、レジの通過者も昨年比べて、マイナス3万7,858人となり、収支はかなり厳しい状況でありました。ただ一方で、国の「持続化給付金」、また「雇用調整助成金」、そして県の「新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金」、そして町の「阿武町事業継続緊急支援給付金」など、あらゆる助成金や給付金の申請を行い、総額で約680万円を確保し、経常利益、経常損失であります。667万円に対して680万円を確保してその穴埋めを行っているとの報告を受けているところであります。そして、休業期間中においても、従業員全員には100パーセント給料を支給して雇用の維持を図り、8月においても自粛ムードの中でお盆休みの期間を迎えたわけでありますけれども、売上高の概算では、前年同月比で約44万円の増額、コロナの影響を受けながらも、現在は回復傾向にあると聞いておるところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応に係る「地方創生臨時交付金」の執行状況であります。国の特別定額給付金、10万円でありましたが、これについては、既に町内の1,558世帯、3,212人に総額で3億2,250万円の支給を完了したところであります。この定額給付金を除く、地方創生臨時交付金の第1次及び第2次の合計の総額は、2億2千315万6,000円となったところでありま

す。なお、この交付金の事業に対する執行状況等については、完了したのものもあり、また現在進行形のものもありますが、特別委員会の場をお借りして、その概要をご説明申し上げることといたしております。この他、今回の補正で新たなコロナ関連事業として、道の駅の「テナント移転事業」、学校及び文化施設における「感染症対策事業」、そして「光ファイバ設備整備事業」などを、新たに計画しているところであります。

中でも、住民から要望やあるいは不満の多い、ネットの高速化に伴う「阿武町光ファイバ整備事業」についてであります。これも今回のコロナ対策に係る「高度無線環境整備推進事業」とコロナ関連による「地方創生臨時交付金」この二つを活用し、町内に新たな「光ファイバ網」を整備し、インターネットにおける高速、大容量通信を可能にし、企業誘致や新たな仕事づくりなどの経済対策、テレワーク、あるいは若者のUJIターンなどの定住対策等を強力に推進していこうとするものであります。なお、この光ファイバ整備事業にあたりましては、職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、8月19日に開催した事業者選定コンペでは、西日本電信電話株式会社山口支店(いわゆるNTT)と萩テレビ株式会社の2社から、それぞれ事業提案がなされ、委員の協議により総合的な評価を行った結果、プロジェクトチームによる結果としてNTTを選定し、私としても特に異論はなく、今回、NTTを事業主体として、「NTTフレッツ光」の整備を進めていくことといたしたところであります。

次に、本日の一般質問にもありますけども、「風力発電計画」であります。既に新聞等でも報道がされているとおり、現在、奈古の床並山から白須山に至る山の尾根沿いに、最大出力5万4,600キロワットを見込んで、1基が4,200キロワットの風力発電機を、最大で13基建設しようというふうな計画というふう聞いております。なお、この風力発電計画に関する私の立ち位置であります。私は、現在は環境影響調査の第4段階の内の第1段階の「計画段階環

境配慮書」の段階であります。これに対する意見を8月7日に山口県知事に提出している段階であり、今後、業者は環境アセスメントとして、配慮書に続き、方法書、準備書、評価書などを段階ごとに、法に定められた手続きに沿って書類を作成していくことになり、それぞれの段階で、町からの意見を県知事に提出することになりますが、こうした手続きの中で、伐採行為に伴う土砂災害などの環境被害や、騒音、低周波による健康被害など、住民の皆さんが懸念されている事項をきちんと、事業者伝えていくことが、私の町長としての役割であり、許認可については、最終的には、環境大臣からの意見を踏まえて、経済産業大臣がすることになるかというふうに思っております。こうした中、町としては現在、副町長を中心としたプロジェクトチームを立ち上げて協議を重ねておりますが、風力発電建設にあたってのメリット、あるいはデメリット等を検討させ、県知事への意見書等にもしっかりと反映させて行くこととしているところであり、正に、ニュートラルというところではありますが、要求や確認は当然しっかりとした中で、最終的に、健康被害や環境の保全がきちんと担保され、各種法令の基準に適合していることが当然の前提ではありますが、この前のイージス・アショアの場合とは趣が違うものであり、また、地球温暖化防止等に資する事業でありますので、何が何でも反対というふうな立場はとらないつもりであります。

次に、「まちの縁側事業」における「キャンプ場の造成事業」及び「ビジターセンター等の建設工事」につきましては、現在、実施設計が完了し、12月からの工事の本格着工に向けて準備を進めている段階であり、来年の10月オープンを目指しているところであります。

以上で、現時点での町の各種事業の進捗状況等についての説明を終わります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単にご説明申し上げます。

今回議案は7件で、議案第1号の「阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、先ほど申しあげました「光ファイバ設備整備事業」に伴い、過疎計画への追加を行うものであります。

次に、議案第2号の「阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び、議案第3号の「阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」につきましては、いずれもこの9月30日をもって任期が満了するそれぞれの委員の選任について、ご同意をお願いするものであります。

次に、議案第4号から6号までは、一般会計補正予算のほか、国保直診勘定、そして介護保険事業特別会計の補正予算、そして議案第7号は、地方自治法の規定により認定をお願いする「令和元年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について」であります。

このほか、全員協議会での協議につきましては、議会最終日に、令和元年度決算における「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び町の執行に係る工事等の「契約の締結について」の2件を報告するものであります。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、その都度、担当参与からご説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申しあげ、開会にあたりましての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録

署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、清水教昭君、6番、田中敏雄君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる9月3日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月18日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月18日までの9日間と決定しました。

## 日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が3人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

はじめに、5番、清水教昭君、ご登壇ください。

○5番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の清水教昭です。さて、これから一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。質問事項は「地域に生きている遺産の巨樹や老木を未来の住民に届けるには」で進めます。

都道府県のシンボルとして、花・木・鳥や、ほかに獣や魚を定めています。花については、1954年(昭和29年)にNHKや各団体が共催で選定し、「郷土の花」としました。その中で「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」が1962年(昭和37年)に施行されました。よって、木については1970年(昭和45年)開催の日本万国博覧会に向けた記念事業として、「緑

のニッポン全国運動」の一環として1966年(昭和41年)に定められてきました。山口県の花は「夏みかんの花」、木は「アカマツ」がシンボルです。阿武町では花は「シャクナゲ」、木は「クスノキ」がシンボルとなっています。これらは瀬戸内海と日本海の2つの海と、その間にある中国山地と平野のある地形が、山口県を豊かな自然にしてくれています。国が指定する天然記念物の数が、日本で最も多いのが山口県で、その数は43件(地域指定のみ)となっています。その中でも特に重要なものを特別天然記念物として「八代のツル」「秋芳洞」「秋吉台」「オオサンショウウオ」の4件が指定されています。そこで、阿武町が地域や集落のシンボルとして、巨樹や老木の「生きている遺産」に目を向けていくことが大切と考え、質問を行います。

まず1点目、木と防災道路における樹木の保存です。田部と木与地区においては、既に山の法面に工事が着手されています。これから工事が進んでいきます。しかし、その山には次の世代に残してもよい樹木があるかもしれません。その木を切ってしまうと元もこもありません。今日まで育ってきたその樹木の価値を知ることが大切です。今の時代の私たちが「のちの世」に伝えることに使命があります。従って、工事ルートに沿って工事関係者間とで樹木の調査が終わってれば、その結果をお聞きします。終わっていないようであれば、樹木の調査をしてみたいかがですか。お聞きします。

さて、これから次の質問に入りますが、山口県の県庁に行きまして、北長門海岸国定公園の図面をいただきました。こういう図面があります。そしてここに阿武町にはなんと遠岳山とそして姫島、これが第一種で登録されています。それに基づいて質問の展開を行います。

2点目、北浦海岸における樹木の保存です。北長門海岸国定公園が、阿武町の一画に存在します。その中には、自然公園の規制があり、風景を保護するために一定の地域を指定しています。自然の重要性に応じてありますが、特に「第

1種特別地域」が阿武町に2ヶ所あります。ここの所にある樹木の種類とその特徴等が把握されてリスト化されていますか。それを行うことにより、自然の息吹を教育の学習の教材に活用できます。また住民に紹介をすることにより自然への愛着につながります。また、ジオパークにも関連をし、その付加価値も高まりますので、お聞きします。

3点目、町内の寺・神社・個人宅・山林等の樹木の保存です。町内の3地区には、地域や集落のシンボルとして巨樹や老木が「生きている遺産」として存在します。例えば、宇田郷地区では4ヶ所で11本、例を挙げますと、御山神社でイチョウ、つづらでスダジイ、井部田でヤブツバキ、姫島でクロガネモチがあります。奈古地区5ヶ所で11本、うち野地でムクノキ、大覚寺でビャクシン、鶴ヶ嶺八幡宮でクスノキ、鹿島でクロマツがあります。福賀地区8ヶ所で10本あります。宇生賀でタブ、そして飯谷でイチョウ、久瀬原でケヤキ、笹尾でクロマツ、ここでの事例は参考です。対象の場所もまだあり、本数も1本よりも多く存在している場所もあると考えます。これらの樹木は地域おこしのため、また阿武町の自然財産として残し、次の世代に伝える必要があると考えます。今後の取り組みについて何か考えておられますか。お聞きします。

4点目、遠岳山の林道にある樹木の保存です。自伐型林業の一環として、遠岳山の山頂に向かって林道の造成工事を行っています。ここも自然公園の規制があり「第3種特別地域」となっています。自然公園法第20条第3項の第3号に掲げる行為に抵触する恐れがあります。特別地域(特別保護地区)内木竹の伐採許可申請書の届出を行っていますか。また、県庁の自然保護課とのすり合わせは行っていますか。お聞きします。次が、ここでは林道を造成する範囲内において、巨樹や老木の調査、保存の方法について工事業者との打合せが終わっていますか。終わっているようであればその結果をお聞きします。

5点目、町に保存樹木の条例指定について。条例に基づく保存樹・保存樹林

の指定状況は、平成28年度末現在、全国362都市(及び3道県)においては、保存樹が61,855本、保存樹林が8,002件で面積は3,814ヘクタール、生垣は4,671件で延長173,358メートルとなっています。山口県では、13市6町の内7市が条例指定を行っています。萩市と長門市には条例があります。6町の中で今のところ指定がありません。しかし、全国では町条例で多くの指定があります。このような中、阿武町は保存樹木の条例についてどのように考えておられるのか。お聞きします。

以上、質問内容は大きく5点になります。教育長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の、5番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長(能野祐司) 清水議員の「地域に生きている遺産の巨樹や老木を未来の住民に届けるには」に関してのご質問にお答えいたします。

議員のご質問は、「木と防災道路における樹木の保存について」、「北浦海岸における樹木の保存について」、「町内の寺・神社・個人宅・山林等の樹木の保存について」、「遠岳山の林道工事にある樹木の保存について」、「町に保存樹木の条例の指定について」の5点と捉えております。このうち、「木と防災道路工事に伴う保存について」及び「遠岳山の林道にある樹木の保存について」は、後程、担当課であります土木建築課長、農林水産課長がそれぞれお答えいたします。

私からは、まず、はじめに「北浦海岸における樹木の保存」についてお答えいたします。議員がご指摘の北長門海岸国定公園内の第1種特別地域2か所については、一つは姫島、もう一つはモドロ岬・ビシャゴ瀬であろうかと存じます。これらにおける樹木等のリスト化についてのご質問ですが、昭和30年に国定公園の指定を受ける際や、それ以後において、国や県で樹木や植物の植生

について調査が行われており、殊に姫島については姫島樹林として昭和 66 年に県の天然記念物にも指定されており、県教育委員会のホームページにある山口県の文化財一覧にも概要が掲載されているところです。また、モドロ岬・ビジャゴ瀬についてはビャクシンの自生地であることが分かっております。このことから、町ではリスト化はしておりません。また今後、教育委員会が改めて調査をしてリスト化することは現在のところ考えてはおりませんが、議員のご指摘の住民の皆様へのさらなる周知や学校での教材化については、今後検討をして参りたいと考えております。

続きまして、「町内の寺・神社・個人宅・山林等の樹木の保存について」にお答えいたします。清水議員のご指摘のとおり、阿武町には多くの巨樹や古木があります。その中で、特に伝統的・文化的・学術的価値があり、後世に残すために保存すべき樹木や樹林は、天然記念物として文化財に登録されております。先ほど申しました姫島樹林のほか、奈古地区大覚寺のビャクシン、鶴ヶ嶺八幡宮のクスノキが県の指定を受けております。この他に、山口県の自然環境保全条例による自然記念物として、惣郷の御山神社樹林と、福田下大藪のミヤマウメモドキ群落等が県の指定を受けております。今後、その他の樹木等について、特に保存すべき必要がある場合には、町の文化財審議会に諮り文化財として指定をしていきたいと考えております。ところで、平成 29 年に国指定天然記念物である下関市の川棚クスの森と呼ばれる巨樹が枯れてきた件については、多くのマスコミで取り上げられ記憶に新しいところであろうかと思えます。突然枯れてきたクスの森を守るために真っ先に力を注いだのは、平素からクスの森に愛着を持って大切に守ってこられた地元のボランティアガイドの会の皆さんで、復活のために募金活動を行い、対策費として 40 万円を下関市に寄付されました。これも、地域の宝であるクスノキを守り後世に伝えていこうとする地域の方々の熱い思いの表れであろうかと思えます。このように地域

の宝は、まずは地域の方が誇りに思い愛する心で大切に守っていく活動が重要であると考えます。教育委員会としては、そのような活動においてご相談があればお受けしたいと考えております。

最後に、「町に保存樹木の条例指定」についてお答えいたします。保存樹木や保存樹林に関しましては国土交通省の所管であり、都市の美観風致を守るために、昭和37年に制定された「都市の美観風致を維持するための樹木保存に関する法律」によって市区町村長が指定するものと、各自治体において条例により地域で親しまれてきた老木や古木、又は良好な自然環境を残す樹林を指定するものがあります。平成28年度において、法により指定している市区が25、独自に条例を制定して指定している自治体は、都道府県では北海道、埼玉県、香川県の3道県であり、市区町村においては議員が述べられましたように362になります。市区町村の条例制定率は全国1724市区町村のうちおよそ30パーセントになります。町に限れば全国743町のうち46町であり、制定率は6.2パーセントです。山口県で条例を制定している町は0であり、中国四国地方においても3町だけになります。元々、都市計画区域内において美観風致を維持することを目的としていますので、多くは都市計画区域内の市区町村が制定しているようです。阿武町は都市計画区域ではありませんし、開発もあまり行われていない自然が豊かな町でもありますので、教育委員会としては条例を制定するよりも、先ほども申しましたように、伝統的・文化的・学術的に特に価値ある樹木や樹林の保護につきましては、町の文化財保護条例により町の文化財に指定することで保存に努めて参りたいと考えております。それ以外に地域で保存すべき樹木等がありましたら、地域の皆様の熱い思いと力で保存に努めていただければと思っております。以上で、清水議員のご質問へのお答えいたします。

○議長 続いて、土木建築課長。

○土木建築課長 それでは、清水議員の1項目目、1点目の質問「木与防災道路における樹木の保存」についてお答えいたします。

質問内容は、現在、国土交通省が工事に着手している、宇田郷地区・田部から木与地区・遠根までの木与防災事業、将来的な山陰道の整備事業であります。これに伴い伐採される樹木の中に「のちの世に伝えなければいけないもの」と議員は表現されておりますが、このことは、議員が冒頭で触れられている国や県、町に指定される天然記念物や自然記念物に値するようなもの、あるいは、「環境省レッドリスト」や「レッドデータブックやまぐち」に該当する希少植物などと理解するところではありますが、例えば、先ほど教育長からもありましたが、町内にある県指定の天然記念物「大覚寺のビャクシン巨樹」や「鶴ヶ嶺八幡宮のクスノキ」、「姫島樹林」、自然記念物の「熊田溜池のミツガシワ群落」、「御山神社樹林」、「ミヤマウメモドキ群落」等、そういった保存価値のあるものはないのか。また、調査は行っているのか。未着手であれば、今後、調査を試みては。とのことであります。はじめに、木与防災事業の樹木の調査については、国土交通省により、既に完了しているところであります。樹木等の種類については、雑木が大半とのことですが、国土交通省の資料により、補償対象となった樹木等の種類を申し上げますと、用材木の部類では、スギ、ヒノキ、マツ。次に、鑑賞樹・庭木の部類については、ヤブツバキ、シュロチク(棕櫚竹)、ソメイヨシノ、キリシマツツジ、シキミ(ハナシバ)、ナンテン、生け垣等のマサキ、クロガネモチ、カイヅカイブキなどであります。収穫樹では、ナツミカン、キウイフルーツ、クリなど、地被類(地表面を覆って地肌を隠す為に植栽する植物の総称で、草丈が低く性質強健な木本及び草本)では、ハラン、トクサ、スイセンなどとなっています。これら樹木は、種類、大きさともに、極一般的なものと国土交通省では判断されているところでもあります。また、スギで最も大きいものは直径が75センチメートルで、円周率で換算した幹回りは

2.4 メートル、ヒノキが同じく直径70センチメートルで、幹回りは2.2メートルであります。例えば有名な屋久島の縄文杉の幹周りは16.1メートル、高知県大豊町(おおとよちょう)の八坂(やさか)神社にある国の特別記念物「南大スギ」は幹回りが15.0メートル、周南市の国指定「大玉杉」が9.8メートル、参考までに阿武町史に記載されているところの奈古の鶴ヶ嶺八幡宮の境内正面にある大杉は、特に何も指定は受けておりませんが、それでも直径は1.9メートル、幹回りは6.0メートルあります。ちなみに、県の天然記念物に指定されている鶴ヶ嶺八幡宮のクスノキの幹回りは8.0メートルであります。気候条件等にもよりますが、通常、杉が直径1センチメートル大きくなるのに数年かかるようですが、今回の対象となる樹木等が町内他地区の樹木と比較して、特別に将来性があるとは考えにくく、町としましても、議員がおっしゃる「のちの世に残すべきもの」に該当する樹木はないものと判断するところであります。

以上で、清水議員1項目目1点目の回答を終わります。

○議長 続いて、農林水産課長。

○農林水産課長 最後に4点目のご質問にお答えいたします。内容といたしましては、昨年度から地方創生事業により実施しております筒尾集落を起点とした遠岳山への林道、作業道でございますが、この開設にかかる樹木の保存に関するご質問でございます。

まず、自然公園の規制に関する項目でございますが、議員ご指摘のとおり、進めております作業道の開設エリアは「第3種特別地域」に地域区分されております。ちなみに、自然公園内では、その風景を保護するために「地域区分」が指定されておりますが、これは、その自然の重要性に応じて、「特別保護地区」「第1種特別地域」「第2種特別地域」「第3種特別地域」「海域公園地区」そして「普通地域」の6つに区分されておまして、対象であります「第3種特別地域」につきましては、地域の概要といたしまして、通常の農林漁業活動

については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域とされているところでございます。また、第3種特別地域内において規制される行為の内容といたしましては、①工作物の新築・改築・増築、②木竹の伐採、③鉱物の採掘・土砂の採取、④土地の開墾、土地の形状変更など、全部で17項目にわたり規制内容が明記されているところでございます。今回の作業道の開設にあたりまして、規制されます行為の内容は、「土地の形状変更」ということとなりますが、事業者であります「合同会社やもり」からは、既に許可申請書の提出がされているところでございます。また、議員ご指摘の、木竹の伐採につきましましては、今回の主たる行為は、森林の管理及び山林の保育のための作業道の開設であり、下刈り・間伐につきましましては規制される行為に該当しません。なお、当該山林は、保安林の指定がされており、保安林内における作業道の開設、すなわち土地の形質変更行為及び樹木の伐採行為の届出につきましましては、事業着手時に提出され、土地の形質変更行為につきましましては許可を、伐採行為の届出につきましましては届出の受理を完了しているところでございます。

次に、巨木や老木の調査、保存の方法であります。今回のような自伐型林業を主とした目的に作業道を開設する場合には、林内を何度も調査のために踏査を行っており、ご指摘の巨木や老木は支障木としないような作業道の開設計画を樹立しております。従いまして、基本的に、保存の方法などに関する協議は行っていないところでございます。以上で答弁といたします。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 2点ご案内させてください。1つは何かというと、町の条例ですが、特に今制定をしないようなお考えの答弁をいただきました。やはりですね、これは他の市、隣の萩市とか長門市とステージを合わせていくことが

私は大切かなと思います。北浦の海岸で。そうしたときに、住民の方から相談があれば、とこう答弁がありました。そういう消極的なご判断で良いのかなあ、事前にやっぱりきちっとそういうのがあって相談があれば動きやすいと思うんですね、だからその辺のところの状況を答弁いただけますか。

それから2点目。伐採許可申請書を出されたということですが、なんか電話をした時にですね、非常にばたばたされて関係所場で打ち合わせされたようですが、そのように許可申請をやったタイミングは何年何月何日か、ご報告をお願いします。以上2点です。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問の条例についてでございますけども、先ほど申しましたように、管轄は国土交通省になるわけでございますが、先ほど申し上げましたように都市計画区域内を一応対象ということにしております。で、現在阿武町で条例を制定しておりませんが、特に先ほど申しましたように阿武町の現状を考えて、する必要はないのではないかと考えておりますし、あくまでも教育委員会は、職務権限としては文化財の保護等指定、保護に努める機関でございます。その保存条例に関わる教育委員会の実際言いますと職務の権限の範囲外であるかと考えております。ただそうはいえ先ほど申しましたように大切なものについては色々文化財審議会で諮って、それらあたりの保存に努めて参りたいとは思っております。また、その保存について活動に対して色々相談があればということでしたけども、そのあたりはまた今後検討はしていきたいと思っておりますけれども、まだ現在のところは特にこれ以上のことは考えてはおりません。それと合わせてですね、先ほど答弁の中で申しましたことについて、一点ほど訂正をさせていただきます。姫島樹林の県の天然記念物への指定ですけども、この年が昭和66年と申しましたけれども昭和56年の間違いでございます。合わせて訂正させていただきます。以上でございます。

○議長 農林水産課長。

○農林水産課長 自然公園法の手続きでございますけども、これにつきましてははかつて平成12年4月1日からはですね、それまでは町経由で自然公園法の届出等していたところでありまして、現在は直接事業者がですね農林水産事務所の方へ協議をするようになっております。で、あの今回もですね、指導するのは私どもの任務でありまして手抜きがあったところでございますが、自然公園法の関係のですね、許可申請をしておりましたということをお業者に確認しましたところ、第3種地域ということをおですね、完全に漏らしておきまして、許可申請を行いましたのはこの8月24日、許可がございましたのが9月1日でございます。この間につきましては現場の作業が完全に中止して林内での作業は行っておりません。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 その申請書の届出のタイミングですが9月1日ではありますが、私の一般質問は出したのが7月31日なんですね。だからその時点でこの資料をお読みになってばたばた動かれたんじゃないかと思えます。そこで今度は町長にご質問します。突然。法令遵守、コンプライアンスについてです。自然公園法は国の法律です。行政である阿武町は別枠であり対象外とは言えません。法令遵守、すなわちコンプライアンスは絶対に守らなければいけないと私は考えます。伐採許可申請書の無届けを指摘されたから提出をした、では済まされないと考えます。ただ今回の届出ミスはミスとして、届出を行えば職員をはじめ事務手続きをとがめることは、私はできないと思えます。いいと思えます。ただこの手続きは環境大臣又は県知事の許可が必要、場所によってですね。今回は県知事になります。組長である町長は届出を出したから終わりではありま

せんね。林道まですなわち作業道まで施してしまったから全責任が発生します。そこでご質問です。法令責任者の県知事に対して一部始終の報告をどうされますか。一部始終の報告ね。町長の行動は職員と阿武町の全住民のお手本になります。従って対処の仕方をお聞きします。

○議長 町長。

○町長 一部始終の報告とはどういう意味ですか。

○5番 清水教昭 だからあの、スタートからそして現在に至るまで、そしてその時にこういう手続きがあったけど遅れました。申し訳ございませんでしたというのかどうなのか。現在はこういう進行形になっておりますのでいかがでしょうか。というやはり報告を先にしないと、後から県が気がついたら、どうしたのこれは、ということになるよりは、先にその報告をしておいた方があたりがやさしいんじゃないかなと思ひまして今質問したわけです。

○町長 どこへ報告するんですか。

○5番 清水教昭 それは、ここの責任者は県知事なんですね。国定公園は。だから今回は県知事なのかそれは調べていただいたらいい。又は自然環境課があります。そこは自然環境が色々窓口を開いてますので、ひょっとしたら自然環境課なのか、それは私のところではそこまで立ち入ることができませんので。町長のご判断をお願いします。

○町長 えっとあの、コンプライアンス、法令遵守というのは、これは誰であれ個人であれ法人であれ行政であれ何であれ当然のことです。そのことについてはしっかりと守っていかなければいけない当然のことです。ただ物事には人間パーフェクトではありません。時としてそれを失念しておったり、そういうこともあるでしょうし、色んな状況が出てきます。そして例えばやるべき手続きをしていなかったというようなことも、それはあることはこれは絶対がないということではありません、現に色んなことがあります。ですか

ら、そこについては気付いた時点で当然そのことを修正していくと、これまた当然のことです。ですから、いずれにしても私ども行政の者も、そして民間の個人であれ法人であれ皆守っていかなければならない、そしてこれが守られなかった、あるいは失念しておいた、というような場合についてはしっかりそれについて修正、届出していく、後であってもやっていくということが大事であろうというふうに思っております。そして、またあの先ほどの問題につきましては直接ですね、知事の方に申請というふうなことでありますので、一定時点では知り得なかったのではないかなというふうに思っておりますけれども、今おっしゃるところの経緯について説明しておくべきではないかと、事前にですね、例えば知事あてにですね、ということですが、今の事例については多分知り得なかった後でのそのことが分かったというふうなことでありますから、プロセスについてどういうふうな説明ができるのか分かりませんが、今後そういったことがありましたら説明できることがあればですね、事前にそういうことも耳打ちしておくということも必要かなとは思っています。以上です。

○議長 以上で1項目目の質問を終わります。続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○5番 清水教昭 次の質問事項は、自然豊かな山紫水明の大地に風力発電事業はまちづくりに寄与するのか、を進めます。前ぶれもなく、突如として発生をしたこの風力発電事業計画は他の地域での先例があり、そこの多くの住民が苦しんだ経緯があります。従って、阿武町の住民は冷静になり注視していく必要があります。でないといったらん設置工事が完了すると、事業の運転期間は20年間となります。これは私達の子どもから孫の時代へと受け継がれます。よって、一步ではなく半歩でもなくスタートです。スタートを間違えると、「後顧に憂い」を残した判断になります。その結果20年間の長きにわたって、この事業を背負うことになるわけです。そのことを考えると、今の私達には責任が重

く、重大な局面がヒシヒシと近づいてきています。だからこそ、今回は次の質問を行います。

この事業が町の「まちづくり」に及ぼす影響についてです。阿武町の領域のど真ん中に、このような大型の人工物が13基も設置された場合、町の「まちづくり」に及ぼす影響について、次の3点の視点があります。お考えをお聞かせください。1つが、阿武町に住んでおられる方に、行政の立場で、何を持って「まちづくり」だと理解を求められますか。2点目、これから阿武町に来られるIターン者、Jターン者の皆様への告知情報と、他地域での移住者数情報と聞えてきた声の事例を具体的にお聞きします。3点目が、近隣の萩市の住民に、町の「まちづくり」を、どのように行動して理解を求められますか。併せて、萩市の行政と市議会議員へ、行政の立場からどのように提案をし、理解を求められますか、お伺いします。

2点目、事業を推進した場合の地元活性化についてです。事業を行う企業にとっては、クリーンエネルギーの電力を得るという大きな効果が生まれます。それに対して、地元への貢献は何がどれくらいあるのか、6点お聞きします。

1点目、風車1基あたりの1年間にどれくらいの協力金があるのか。それが私有地の場合では、個人にどれくらい還元をされるのか。2点目、固定資産税はどれくらい納入されるのか。3点目、輸送用工事道路、本体基礎工事の敷地を貸し出す場合は、坪当たりの単価はいくらで受け取り先はどこになるのか。4点目、地元雇用などを考えておられるが、工事業者の活用、管理人の雇用など、どこまでの範囲が見込まれるのか。5点目、景観を展望できるように、一般車両の進入路、駐車場の設営、トイレ、ベンチ等の設置はどうなるのか。6点目、事業者の職員宿舎はできるのか。また、職員には地域にどのようなボランティア活動で貢献してもらえるのか。この6点でございます。

3点目、風力発電からの騒音、影、鳥類等に関わる環境影響です。計画段階

環境配慮書の縦覧がありました。ここでは、総合的な評価で総括がされてきました。文書内容を読みあげますと、「重大な環境影響が考えられる項目についての、評価の結果は記載された表のとおりである。そこで騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、今後の環境影響評価における現地調査を踏まえて、環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する。今後、方法書以降の手続き等において、風力発電機の配置等及び環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるように留意するものとする。」となっていました。この文章を何回も私は読み込みますと、不安が増すばかりです。そこで2件行政に確認します。事業実施想定区域から、2キロメートルの範囲内における配慮が特に必要な施設等の合計は540戸である。このうち住宅等が539戸であり、住宅等以外が1戸である。と書かれています。これから読めることは、この540戸を避けるために、事業実施想定区域がイビツで、すなわち異常に変形をしているわけです。どう思いますか、お聞きします。2点目、2キロメートルの範囲内における住宅等の540戸は、宇田郷地区が宇田浦、宇田中央、尾無畑、惣郷の、4つの自治会の全てと「高齢者福祉複合施設ひだまりの里」がスッポリと入ります。奈古地区が河内、木与集落が入ります。福賀は伊当、新田、宇田地、新生、栃原、上笹尾、下笹尾、飯谷、金社の9集落が入ります。この範囲には、高齢者と、そして健康に配慮し自然と共存して過ごしたい人がたくさんおられます。もう一度読み上げます。この範囲には、高齢者と、そして健康に配慮し自然と共存して過ごしたい人がたくさんおられます。もっと言えば、阿武町の人口の3割前後を占めます。この住民の皆様方の、健康を何でもって保証をしますか、お聞きします。

次、環境破壊による湧水の流れが変わる影響。設置をするための、輸送用工事道路、本体の設置場所の土地整備が大規模に発生をします。そうすると、降

った雨水の流れが変わります。その風車周辺にある15の集落、自治会の田んぼ、畑、山林等の生産物への悪影響は計り知れない状態になります。この、未曾有に及ぶ重大な環境破壊を想像するだけでも、背筋が凍り恐ろしくなります。そこで2件、行政に確認をします。1つが、事業実施想定区域内での、雨水、地下水の流れに対して、何を持って絶対に大丈夫だと保証をされますか。2点目、生産物も水がないと生きていけません。人間も同じように水がないと生きていけません。この水の流れがどのように変化をしていくのか。この広大な想定区域内で測定ができますか。またこの重大な環境影響を、何でもって回避できますか。低減では全くの話しになりません。行政のお考えをお聞きします。

5点目、再生可能エネルギーの主力化は洋上風力産業に移行。経済産業省は令和2年7月17日の閣議後の記者会見で、太陽光や風力など再生可能エネルギーの普及を促進するため、包括的政策「再エネ経済創造プラン」を策定することにしました。その17日には洋上風力産業の強化に向けた官民協議会をスタートさせました。従って、陸上の風力発電事業は過去の遺産ですし、過去の計画と言っても過言ではありません。そこでそのような情勢の中で、駆け込み受注をさせる陸上型の阿武風力発電事業計画に、阿武町が協調するのは、どのようなたかな狙いがあるのか、お聞きします。

以上、質問内容は大きく5点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは2点目、風力発電であります。まず、はじめに、これまでの経緯を説明させていただきますが、(仮称)阿武風力発電事業につきましては、昨年の12月に、日立グループの風力発電事業の会社で、茨城県日立市に本社を置く「日立サステナブルエナジー株式会社」から、奈古の床波山から白須山にかけての山間部で、風力発電事業を検討しているとの下話が担当者にあっ

たようであります。そして国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆる「NEDO」ですが、NEDOが作成する風況マップによると、当該地域周辺は風速6メートル以上の風が吹き風力発電には適地であり、また、経済産業省の「固定価格買取制度」、いわゆる「FIT」であります。FITでキロワットあたり18円の買取り価格であれば事業の採算性が見込めるということであったようであります。実は、本町にはこれまでも、2001年には、住友商事が福賀の西台や東台で風力発電を行うべく風況調査を行ったり、その後、数社が福賀や奈古地区の山間部での風況調査を行ってきた経緯があります。こうした中、今回の件につきましては、町が誘致したとの憶測もあるようではありますが、決してそんなものではありませんが、担当課への最初の打診からしばらくは、コロナの影響によって、先方からの話もなく経過し、今年6月に入って、日立サステナブルエナジーの石田社長が来庁され、私としてはその時が初めてであります。今回の風力発電事業の概要説明を社長の方から受けたところあります。そして、その時に、日立サステナブルエナジーの担当者から、環境アセスの調査エリアとなる15集落の自治会長に事業のあらましと調査立ち入りのお願いをしているとの話を聞き、これは重要なことであるとの認識から、議会にもお知らせしておく必要があると思ひまして、まちづくり推進課長の方から6月議会の後で、議員の皆様にはその概要の報告をさせたところあります。そして、その後、7月3日から8月3日までの1ヶ月間、役場本庁、そして各支所及び隣接する萩市で環境アセスメントに向けた「計画段階環境配慮書」の縦覧が行われると同時に、山口県知事から、この「配慮書」についての町長意見を求められ、8月7日にこれを知事宛てに提出し現在に至っております。ちなみに、風力発電の手続きにつきましては「計画段階環境配慮書」、そしてその次に「環境影響評価方法書」、そして次に「環境影響評価準備書」、そして「環境影響評価書」の4段階の手続きを踏むこととされており、今回は

その1段階で、環境アセスを実施するにあたっての項目等について、住民意見のほか、市町長、そして知事、そして環境大臣、それから経産大臣の意見を聞くわけではありますが、市町長の意見は、知事からの照会を受け発出することになっておりまして、県は、専門家による「環境影響評価技術審査会」を開催し、審査会の意見を踏まえ市町長意見も加味して、事業者に意見を提出するという運びになっております。また、環境大臣の意見につきましては、これが経産大臣に提出され、経産大臣がこれを加味して意見を述べるという段取りになっております。県の審査会の委員は10人で、動植物、環境、地質、農林水産、そして建築まで幅広い分野の専門家で構成され、山口大学の教授が7人、水産大学の教授が1人、宇部高専の教授が1人、一級建築士が1人で合計10人となっております。県の審議会は、これまで7月21日と8月17日の2回開催され、2回とも阿武町のまちづくり推進課の担当職員にオブザーバーとして参加させ、逐一状況を報告させております。今後は、これらの意見が反映されたものが「環境影響評価方法書」となり、風車の具体的な設置候補地等が決まって、10月中旬には住民説明会が開催されると聞いておりまして、私も住民の皆さんから出てくる意見を踏まえて、今後何回か予定されている町長意見を述べて参るつもりであります。そして、更にこの意見が反映されて「環境評価準備書」となり、再度住民説明会、市町長意見、知事意見、環境大臣意見などを踏まえて経産大臣勧告となり、事業実施のためのアセス要件が完了する段取りとなります。一方、これと平行して、発電事業の方では電力会社に対する系統連携協議、FITの申請、風況調査などを経て事業者サイドで事業化が可能と判断されれば、設計、用地の賃貸借契約、また、入会林があれば入会権の整備等が実施されることとなります。一方で、個別的な許認可につきましては、工事関係では、主に計画区域が山林でありますので、森林法による民有林の立木の伐採の町への届出、そして1ヘクタールを超える開発を伴う場合についても町に対する林地

開発許可申請、そこが保安林に指定されていれば、更に県への伐採許可申請や町への形質変更の許可申請が必要になるなど、多くの許認可事項をクリアしながら手続きを踏んで事業が実施されることとなります。なお、環境アセスには1年半から2年を要するのが通例ですので、早くても工事着工は2023年以降となり、運転開始までには更に34ヶ月が必要とされておりますので、運転が開始されるとしても、2025年以降になろうかというふうに思っております。

ここで、正確性を期するために、若干時間をいただきますけども、去る8月7日に県知事宛に提出した配慮書に関する私の意見書の内容をかいつまんで申し上げます。まず「はじめに」として、再生可能エネルギーである風力発電については、地球温暖化防止や地球環境保全の観点から推進することが望ましいものではあるが、環境への影響も懸念されるため、各種手続きの段階で述べられた意見を尊重し、事業計画に反映するとともに、環境への影響を可能な限り回避、低減することにより、住民の懸念を払拭するよう求めました。次に「全体的な事項」として、今後の事業計画の検討にあたっては、重大な環境影響の程度を整理して、その結果を取り付け道路等を含む風力発電施設の構造・配置又は位置・規模決定に反映すること。そして、環境保全に関する最新の知見を踏まえて、環境影響の回避、低減に努めるとともに、地域住民に積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解に努めること。更に環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、施設配置の再検討、事業実施区域や規模の削減を含む計画の見直しを行うことを明記しております。そして「個別事項」として12項目をあげておりますが、概要を申し上げますと、①として、騒音、低周波音、振動、風車の影及び反射等による影響の回避、低減、②として、土砂や汚水の流出による河川等の水量や水質、更に、地下水への影響の回避、低減、③の1として、海域を含む動植物及び生態系への影響の回避、低減、③の2として、オオワシ、クマタカ、サシバ等の猛禽類や渡り鳥のルートに対する設備

配置の配慮、③の3として、ミヤマウメモドキ群落等の希少動植物が判明した場合は、その個体群と生息、生育環境への配慮、④として、北長門海岸国定公園やジオパークに配慮した設備の形状、色、配置の検討と景観への影響の回避、低減、⑤番目として、奈古断層の可能性の文献調査、専門家の意見聴取や地質調査による地盤の状況把握と結果の考慮、⑥番目として、遺跡・遺物発見時の教育委員会への速やかな届け出、⑦番目として、防災行政無線、放送電波施設、携帯電話施設等への影響の回避、⑧番目として、建設や維持によって発生する廃棄物の適切な処理、⑨番目として、台風、豪雨、落雷等の自然災害による施設の倒壊等の損傷に対する安全対策の専門家意見の聴取、そして⑩番目として、期間中に経営が困難となった場合や事業完了後の施設の撤去や撤去後の環境等についての事前の対策の構築と騒音、震動、低周波音等の継続的な調査、そして作業道の適切な維持管理、⑪番目として住民の不安解消のための積極的かつ分かりやすい情報提供と説明会での丁寧な説明、⑫番目として、作業道等の工事や維持管理の地元企業等への優先発注による地域活性化、以上長くなりましたが、これが今回私から知事宛に提出した第1回目の市町長意見書の概要であります。

長くなりついでに、個別のご質問にお答えする前に、ここで私の風力発電事業に対する基本的な考え方、これを申し述べさせていただきたいと思います。風力発電は、水力、太陽光、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの一つであります。諸外国においても、日本においても、旺盛な電力需要に対しては、従来、発電単価が安いクリーンとの理由で、原子力発電をベースロード電源として、そして石炭、石油、天然ガスなどの火力発電と水力発電のベストミックスで行ってきました。この中で火力発電、とりわけ石炭火力は、化石燃料を燃やすことで多くの二酸化炭素を排出し、これが地球温暖化、環境変動をもたらしていると言われております。こうした中、国のエネルギー政策で推進

してきた原子力発電が、東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により、安全性が危惧されるとともに、核燃料の再処理、廃炉まで考えれば、そのコストは膨大なものとなります。また、火力発電は、全体に占めるウエイトも高く、発電量の調整も容易なものですが、先般、経産省の方から、脱二酸化炭素の観点から、旧式の火力発電所約100基を2030年度までに休・廃止していく方針が示されました。こうしたことから、近年、省エネとともにFIT（固定価格買取制度）の後押しにより、再生可能エネルギーによる発電のウエイトが急速に高まってきたところであります。こうした中、再生可能エネルギーの中で、以前からあるダムによる水力発電は、安定的で発電のほか治水や用水などの多目的利用ができますが、新規は立地も限られておりまして、集落移転を伴うなど新たな建設については現実的ではありません。また、河川の環境汚染も問題になります。また、バイオマス発電につきましては、間伐材など未利用の資源を活用する分には良いのですが、規模が大型になると、大規模な森林伐採、また海外からの輸入に頼り、熱帯雨林の伐採など環境破壊も指摘されており、集中豪雨等により土砂災害を引き起こすこともあるようであります。更に、空中の二酸化炭素が一度固定化された物とはいえ、二酸化炭素を排出します。道の駅の温泉やプールなど身近で小規模な熱源として利用するのが適当ではないかと思われまます。地熱は、地球エネルギーの利用の面では理想ですが、高コストで別府などの地域が限定的です。そうした中で、現在世界的に普及しているのが太陽光発電と風力発電ですが、今回のご質問が風力発電に対するご懸念でありますので、先に太陽光発電から申し上げますと、FIT（固定価格買取制度）もあることから一般家庭でも普及しており、屋根の上の発電、空き地や未利用地での発電など幅広く行われております。ちなみに、県内に20メガの大型の太陽光発電所がありますが、面積は90ヘクタールもの広大な敷地が必要であり、今回の例えば根茎の計画の54.6メガの規模をもしソーラーでやる

とするならば、単純計算ではありますが243ヘクタールとべらぼうな面積になります。こうした中、風力発電は、近年大型化、洋上化とともに世界規模で急速に伸びていますが、発電コストも他方法と比べて安いとされています。一方で、開発を伴う事業ですから当然デメリットもあります。デメリットの中で最大のものが、騒音、低周波などによる健康被害と自然や動植物、地形に与える環境被害であると言われていますが、いわゆる公害といわれるものがかつてそうであったように、風力発電が始まった当初から生じている問題もあれば、それが改善されてきた点もあると思いますが、一部の事業者の中には収益性にのみ注目し、目に余る行為もあったことも事実ではあろうというふうに思っております。こうしたことから、かつて風力発電所の環境アセスについては、自主的なものでありましたが、平成24年10月には環境影響評価法の対象事業となり、平成25年4月から実施され、平成27年の強化見直しを経て現在に至っております。風力発電事業を適正に行うために、電気事業法及び開発に関する関係法令に基づく許認可のほか、この環境アセスは、影響を最小限に食い止めるよう、事業実施の前に、配慮書・方法書・準備書・評価書の4段階が定められております。風力発電は、山林や田園、海浜など、自然の中で立地されるケースが多いことから、騒音や低周波、環境破壊など、過剰に反応される向きもありますが、最近では、従前に比べると格段に厳しい条件をクリアして設置されておりますので、私は、このことについても、最新のデータに基づいた知見、エビデンス（科学的根拠）、こうしたものを元に事象をしっかりと見極めて、正しく判断する「ファクトフルネス」の姿勢が重要であるというふうに思っております。

そこで、1点目の「この事業がまちづくりに及ぼす影響について」であります。これまで述べてきたとおり、風力発電にはメリットもあればデメリットもあります。しかし、直接目には見えませんが、地球温暖化に伴う膨大な被害、今朝の新聞にもありましたが、特に農水産業に重大な被害があり、これを防止

していくことは地球規模的、世界的な命題であり、脱二酸化炭素、エネルギーの自給、そして町の税収増や企業の地域貢献を引き込むことなど大きなメリットがあるわけでありまして、デメリットとされ、住民の皆さんが危惧される健康被害や環境被害をしっかりと回避、低減されるのであれば、何が何でも反対という立場は取りません。また、そもそも、風力を含めて発電事業そのものの許認可権限は経済産業大臣にあるわけでありまして、私の立場は、ある意味皆さんと同じで、「やるのならちゃんとやってください」ということを求める立場でありますので、大きく「まちづくりに及ぼす影響」ということについての答えは、事業がもう少し具体化してからの話になろうかというふうに思います。

次に、2点目の「事業を推進した場合の地域活性化について」であります。まだ風車の設置場所が決まったわけでもなく、現地で風況調査をして、発電量予測が行われたものでもありませんし、これについては、何ら詳しい説明を受けてもおりませんので、推測や他の事例で申し上げるようになりますが、日立サステナブルエナジーからあった事業概要によれば、ドイツエネルギー社製の風車、1基4.2メガを13基設置して、最大54.6メガの発電能力ということですが、他の事例をみますと10メガで約30億円程度の事業費と言われておりますので、54.6メガ(54,600キロワット)であります。これであれば150億円程度の事業費になるのではないかと見込まれています。FIT(固定価格買取制度)は、事業から20年間の買取価格を保証するもので、今回の手続きが完了すれば18円の買取価格になります。キロワットあたりですね。仮に1年間1万キロワット発電すれば、売上は年間で18億円になります。町へのメリットとしては、固定資産税がまあすぐに上がるわけでありまして、この課税対象は、主に償却資産である風車本体になりますが、これが100億円程度になるのではないかとおもわれますが、税率は1.4パーセントですから、年間の固定資産税の収入は、一番高い時で1億4,000万円となりますが、これには少しからくりがありまして、

自主財源である固定資産税が増えると、一方で地方交付税が減らされて参りますので、純粋なこれによる増加分については1/4程度になるというふうに思われますので、税が1億4,000万円入っても純粋に減らされた地方交付税が1億500万円減額となりますので、純粋な増が3,500万円程度というふうに思われます。これが、20年間あるわけですが、償却資産による逓減も加味すると、総額で3億円程度になるのではないかと思います。真水がですね。このほか、よその事例では、毎年地元自治体に「協力金」や「寄附金」といった形で貢献されているようです。この金額は、風況による発電量がいくらになるかによって一概には言えませんが、この規模でありますと年に2,000~3,000万円程度はあるようです。20年間で4から6億円程度で、固定資産税と合わせると10億円程度といったところでしょうか。また、自治体が、SPC（特別目的会社）の資本に一部出資して、税収のほか出資配当を受ける場合もあるようであります。このほか、建設にあたり土木事業については、元請けはゼネコンになるにしても、下請け等は地元業者の参入を条件にすること、また、樹木の伐採、工事用道路、管理用道路、基礎工事等環境への配慮を最小限に食い止めることはもちろんですが、相当量の工事が出てくると思われます。また、完成後の施設や管理用道路については、展望やトレッキングなどの観光振興、林業振興としての活用、集落の孤立を防ぐための道路としての活用、また、電気の保安業務や草刈りなどの施設の管理などの雇用も見込めるところであります。そして何よりも早歌を歌うような段階ではないわけではありますが、健康被害を含めて各種の問題をクリアできることが大前提ではありますが、先ほど説明したように年間数千万円の町の歳入が増えるわけありますので、これを財源にすれば例えば現在の後期高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化措置を全町民に拡充するであるとか、さらなる子育て支援や高齢者福祉とか、今まで財政の観点でできなかった住民全員に及ぶ利益が及ぶ阿武町らしい施策が展開できるのかもしれない。

次に、第3点目の「風力発電からの騒音、影、鳥類等に関する環境影響」についてですが、騒音や低周波などの健康被害、伐採行為や道路及び風車建設に伴う環境被害についてであります。このことにつきましては、事業実施想定区域は作業道も含めた建設に関わる可能性がある区域ですが、町としてこの環境影響については方法書が出てきた環境アセス手続きの中で、再度、事業者に対し強く要望をいたしていきたいというふうに思っております。

次に、4点目の「環境被害による湧水の流れが変わる影響」についてですが、これにつきましても、作業道路やコンクリートの基礎による湧水への影響等については、設置位置等を示す方法書が出てきた段階で、環境アセス手続きの中で、再度、強く要望をして参ります。

最後に、5点目の「再生可能エネルギーの主力は洋上風力発電に移行しているのでは」とのご質問についてであります。洋上風力は、陸上に比べて風況も良く、陸上と比べて環境や騒音などの環境問題が少ないといった利点があり、更に、大型風車の設置・運搬が容易であり、北欧などでは海岸から100キロメートルに渡って20メートルから40メートルの大陸棚の遠浅の地域が多く、そういったことから急速に設置が進み、近隣では下関の安岡沖や北九州沖の響灘で計画もあるようではありますが、遠浅で堅牢な海底地盤の条件が必要となり、場所には限定があるものと思われまます。

終わりになりますが、10月の中旬には、株式会社日立サステナブルエナジーと環境アセスの調査を担う一般社団法人日本気象協会が、町内3地区奈古、福賀、宇田郷の町内3地区で説明会を開催される予定と聞いております。その際には、私もしっかりと事業内容について説明を聞いてみたいと思っておりますが、繰り返しますが、何れにいたしましても私の立ち位置は、色々と懸念されていることについて、事業者にしっかりと注文を付けて問い直し、しっかりと確認することであり、従来からの先入観や思い込みを排除し、その上で最新の知見と

科学的根拠をもって事業の全体像を見極め、冷静な判断を下すことであろうと思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 これをもって5番、清水教昭君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時32分

再 開 10時41分

○議長 それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、1番、市原 旭君、ご登壇ください。

○1番 市原 旭 私は2つの項目について質問をいたします。まず、コロナ禍における今後のまちづくりについて町長に伺います。

コロナ禍は、ビジネススタイル、生活スタイルを大きく変えてきました。今後の「まちづくり」について、まず最初に「ビジネス」について伺いたいと思います。「新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オフィスの「空き」が目立ち始めている。」と新聞に書かれていました。地方に住む私は、過密とは程遠いですが、密集した環境下の中で感染リスクから身を守りながら仕事をするとは、相当なストレスであろうと我が事のように思います。私は、コロナの現状は、少なくとも数年続き、終わりというラインが不明確な状態で続くと思っています。ともに生きる「withコロナ」という生活が余儀なくされる、そう思います。前回の一般質問で、私は「国内が落ち着いた時、密集した都会よりものびのびとした田舎暮らしが見直される時がきっと来ると思います。その時に備えながら様々な案を練りつつ、普通の日々が一日でも早く戻りますように願っているところです。」と述べました。都市部では、テレワークの広がりを受けて企業がオフィスを縮小したり、業績悪化でオフィスの新規入居を見送ったり

をせざるを得ない状況であると報道されています。すでに元通りの生活に戻るのではなく「新たな方向へ」の舵取りが始まっている気がします。都市部のオフィスの分散化は、足早に進むのではないかと思います。地方への視線は、もう発せられていると思っています。すでに阿武町では、企業誘致に対応すべく対策をしています。特に「高速インターネット環境の整備」は、企業誘致の必須であります。「光ファイバー整備化に関する高度無線環境整備推進事業」に基づき押し進められていますが、その進捗状況を冒頭町長の挨拶の中でも触れられていましたけども補足的な項目等があれば説明を求めます。また、旧(株)ナベルの工場であった「東光寺近くの町有施設」の改修工事について、「今後、新たな企業誘致、新たなしごと創出の受け皿として、シェアオフィスやサテライトオフィスとして利用できるようにする。」とされていましたが、その後の進捗について詳しい見解を求めます。その他にも企業の誘致に関することがあれば説明を求めます。世界経済の中国依存の度合いは非常に高く「世界の工場」とさえ呼ばれ、日本も工業製品、農林水産物に至るまで中国に依存をしてきました。ですが、今回のコロナ禍の状況を受け、政府は見直しを始めています。「だからと言ってそのうねりが地方まで届くか。」と疑問を持つ前にできる準備をし、阿武町を発信していく意味は、十分にあると思います。

さて、次に田舎暮らしについて伺います。町長は、前回の質問に対する答弁で、「田舎暮らしは、正に3つの密とは対局であり、価値観の変化の中で、将来的に都市部から流れが必ず来る。」とされています。私も、田舎暮らしを求める気持ちは、高まると思っています。阿武町では、人口の社会減に対応するために、様々な移住定住の施策を講じて来ました。その中の一つが、古民家を利用した田舎暮らしです。これまでにその定住例も多くあり、成功例であると思っています。ただ、その中の「お試し住宅」について 現状、不適と感ずるところがあります。現在「お試し住宅」は、1/4ワークス、あるいは新規就農、

就労者が利用しています。そこは、田舎で多く見られます、大きめな一軒家があります。残念ながら、単身者あるいは半年、数年といった短期間で住まわれる人にとっては、明らかに不向きだと思います。1/4ワークスの方々の他県でのそういった住まいの状況や、他地区での対応を一度聞かれて対応すべきではないかと思います。広い一軒家で共同生活となり、人によりけりでしょうけれども、同居人同士、馬が合わない場合もあると聞きます。単身者も多くそれにフィットした住居の規模を検討されるべきだと思います。また、新規就農、就農者でも単身者、あるいは家具をあまり持たない人もかなりいらっしゃるように伺います。若い方は、特に物を多く持たない人がいるようにも思います。田舎の一軒家は、あまりにも広いと思いますが、町長の考えを伺います。また、「お試し住宅」として古民家を再生をしているがゆえに、経年劣化による改修あるいは改築、建物周りの草刈りといった維持管理をする面でも費用が大変かかっているようにも思います。「お試し住宅」をどのような対象者を目安として設けられたのか、当初とは想定が違って来ているのではないかと感じるのですが、どのような人を対象とされているのか、お考えを伺います。短期間、例えば1週間程度の期間で阿武町という地域体験であれば、宿泊先として、漁師や、農家民宿といった利用も一案となると思いますけれども、そこで宿主をしていらっしゃる方の体験談や地元の声も直接聞けますし、様々な疑問にも答えただけのようにも感じます。また、移住定住、田舎暮らしを考えている人でも、住処として、古民家は嫌だという思いの方もいらっしゃると思います。現状では、新規移住者に選択の余地がありません。福賀地区に限ったことかも知れませんが、福賀の冬は想像以上に寒かったと移住を躊躇したという話を聞いたこともあります。新築住宅の計画はないのでしょうか。利用目的、期間や家族構成なども踏まえた多面的な機能も考慮した新築の住宅の計画をされないか、併せて伺います。

さて、田舎暮らしと聞いて思いつくものに、家庭菜園と思う方は少なくないと思います。人口減に伴い放棄された農地の中で、水田は法人等で管理をしておりますけども、個人宅の小さな畑はかなり空いているようにも感じます。中でも住居の脇にある、家庭菜園のそういった土地は何もその住居の脇にある必要はありません。車さえあればどうにかなるものです。そこで自由に使える畑をつけて家庭菜園付きとして住居を貸し出すことを考えられないでしょうか。また、軽トラックや簡易的な耕運機や農薬散布機などの農機具もあれば大変便利ですし、共同で利用できるようにレンタル環境を整えてあれば喜んでいただけたと思います。そして農業の楽しさや、難しさを体験する事により会話が增え、地域と親しんでいただけたと思います。

先に同様なことを述べていますが、コロナ禍の中、密集した環境下で辟易としている都会人は多いと思います。I・Uターンの選択を心の中で検討している方もおられると思います。僅かな一押しで踏ん切れる方もいらっしゃると思います。町のホームページでは、「ハローワークの萩管内の最新の求人情報」の掲示や、先だつての全国放送までされ反響の大きかった「阿武町学生支援便」などI・Uターンの心をくすぐるユニークで効果のある具体的な方策を打ち出されています。これからも、更に適時に継続的な発信を望みます。

I・Uターン就労者には、仕事を用意する必要があります。逆に仕事がなければ生活ができません。そこで、町内の企業が就職先となれないでしょうか。町内でも商工業、水産業の数社、あるいは農事組合法人等があります。それら組織が就職先として受け入れる環境の整備、あるいは設備投資等を行うことに対し補助事業を設けることは考えられないでしょうか。地区外からの受け入れをした場合、住居といった問題もまた発生します。社宅の整備費や家賃補助といったことは、補助的にできないものでしょうか。また、そういう気運を阿武町全体で高めていく施策を打つべきだと考えますが、町長のご見解を求めます。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 1番、市原 旭議員のご質問にお答えいたします。

最初に、企業誘致に関連して、「光ファイバ整備の進捗状況について」であります。光ファイバ」というのがですね、「光ファイバー」というふうに私も言いますけども、正式には「光ファイバ」で終わるようではありますが、まあこれについてであります。これにつきましては、国において、光ファイバ未整備地域の解消に向け、全国の未整備所帯を、2019年3月末現在で66万世帯あるようですが、これを2023年度末までに18万世帯まで減らす目標を、2年前倒しで2021年度末までに18万世帯までに減らすという目標で、「高度無線環境整備推進事業」の当初予算が52億円ありましたが、これに加えて一次補正で30億円の追加、また、二次補正では、当初予算の10倍になりますが502億円を追加するとともに、別途コロナ対応として、地方創生臨時交付金について、高度無線の補助金の8割を別枠で措置し、更に補助対象以外の部分については、二次配分された臨時交付金を、地方単独事業として活用しても良いとされたところでもあります。私といたしましては、民生だけではなく産業面からも光ファイバによる情報インフラ整備は喫緊の課題とっておりましたので、今回が千載一遇のチャンスと捉えて、過去にNTTのフレッツ光の延長について打診し採算性の面で断られた経緯もあり、当対象は萩テレビ以外では考えられないとの観点から、6月の補正予算で光ファイバ整備を公設民営方式とし、萩テレビへのIRU契約を念頭に500万円の基本設計費用を計上させていただいたところでもあります。ところがその後、NTT西日本山口支店の方から、民設民営の負担金方式で事業に参加したいとの申し出があり、2社の競合となりましたので、早速庁内に副町長を座長とする「事業者選定プロジェクト会議」を立ち上げさせ、内容の比較検討を指示するとともに、8月19日に業者選定のためのコンペ

を開催し、一つは事業費及び町の実質負担額、そしてサービス内容、そして利活用の取り組みと将来性、そしてテレビ放送との関係、そして利用者サポート・保守体制・災害体制、これの5項目を総合的に評価し、最終的に、NTTの山口支店を事業実施候補者として決定したところであり、町内全域、全世帯を光ファイバの整備エリアとして、これまでの萩テレビのサービスに加えて、NTTのフレッツ光、それも1ギガサービスが展開されることとなります。なお、萩テレビのテレビ放送及び通信サービスについては、今までどおり継続されていきますのでご安心をいただきたいというふうに思います。また、このことの予算については、今回の9月補正に計上をさせていただいておりますが、予算のご議決をいただければ、早速にNTT西日本山口支店が国の方に公募の申請を行い、交付決定を受けて、令和2年度補正事業として実施することになりますが、先ほど申し上げましたとおり全国各地で未整備地域での整備事業が行われますので、実際には繰越事業となりまして、令和3年度のできるだけ早い時期に整備が完了するようにしていきたいというふうに思っております。

次に、「企業誘致や新たなしごと創出の受け皿となるいわゆるLベースの改修の進捗について」であります。これにつきましては、6月の臨時議会の補正予算で、旧JA山口阿武の本所の誘致を目的に町が建設し、築後23年を経過し、一部で雨漏りもありますので、屋根の修理や壁の塗装の塗り替え等の工事費を予算計上させていただいたところですが、その後詳細な現地調査によりトイレや自動ドアの不具合等も見つかったことから、国のコロナ関係予算も活用するためには、改めて9月の補正予算でこのたび設計監理費を追加計上させていただき、会計検査にも耐えうるようにしっかりと調査をして修繕することといたしました。こうしたことで、新型コロナウイルスで進展するテレワーク、在宅勤務、また若者の地方への回帰の動きをしっかりと捉えて、先ほど申し上げた光ファイバ整備を活用しながら企業誘致、しごと創出を着実に図っ

て参りたいと思います。

次に、「田舎暮らしの推進について」であります。まず、人口定住対策における単身者にフィットした住宅についてであります。市原議員ご指摘のとおり、これまで通常の町営住宅整備に加えて、空き家や古民家を活用した住宅の提供をして参りました。しかし、これは家族で利用される分には良いのですが、単身での利用や短期の利用となると田舎の家は、正に大きくて現代人には使い勝手が悪いものであるのも事実であります。一方、最近の若い人の傾向には、プライベートの空間が1室確保されていれば、キッチンや風呂、トイレなどは共用で、他人と一緒に住む、いわゆる「シェアハウス」にも抵抗感がなく、逆にそうした人と人とのつながりのある生活を好む方もまたおられます。3年前から季節ごとに小さく働く、援農、いわゆる1/4ワークスであります。この取り組みでありますけれども、1年目が2人、2年目が4人、3年目の今年は6人と段々と参加者も増える一方で、参加者の男女の組み合わせや農作業の期間により住宅の提供に困る状況が生じて参りました。今年は、結果的に空き家2軒とお試し住宅1軒をやりくりをしたのですが、今後事業推進を考えると、市原議員のご指摘のとおり、新規就農の研修の受け皿としても活用できる住宅の単身者対応も検討する必要があるかも知れません。

次に、「お試し住宅の具体的な対象者について」であります。町内には福賀地区に2軒、お試し住宅があります。設置の目的は、移住定住を進めるために、例えば雪の降る福賀地区の暮らしを一冬体験していただき、定住の判断にさせていただこうとして設けたもので、このほか、そこを宿泊拠点に、町内の移住候補地を見て回る、こういったことも目的の1つであります。ただ最近では1/4ワークスでの利用もありますが、本来の目的での利用が少ないのが状況です。空き家バンク事業においては、当初から阿武町の物件見学の際には、町内の農漁家民宿のご利用を進めており、そこでは、宿泊の際に宿主から地元の様

子ども聞け、移住定住の参考になったという意見もありまして、大変喜ばしいことだと考えております。なお、最近は奈古地区にもゲストハウス2軒が誕生し、特に若い方の利用も増えているようです。2軒ともIターンされた方が経営されていますが、自分の移住体験を踏まえてのアドバイスもいただいているようです。私といたしましては、担当課の方に、今後は、今まで以上に移住者へのアフターフォローが重要であり、しっかりとやるように指示しておりますが、阿武町暮らし支援センターの活用、また集落支援員の活動促進、更にお試し住宅や宿泊施設が有機的に結びついて移住定住に良い結果が生まれることを期待しております。

次に、「移住者をターゲットに利用目的や期間、そして家族構成を考慮した新築住宅の計画について」であります。これは住宅対策としての公営住宅だけではなく、尾無の住宅のような職種を限定し、あるいは地域産業の発展・活性化を目的とした定額家賃の定住促進住宅の整備的なことをおっしゃるのであると思っておりますが、これまで地区の周辺対策と空き家対策として空き家をリフォームしての対応をして参りましたが、ご指摘の点ももともとであり、私もそういった思いを持っておりましたので、そこに新しいニーズがあるのであれば、そうした住宅の建設も検討してみたいというふうに思っております。

次に、「菜園付き住宅の貸し出し、農機具等のレンタル環境の整備について」でありますけれども、農家住宅には通常畑や田んぼなどの農地が付いていますけれども、家が空き家となり耕作者が不在となれば、農地も荒れてしまいます。一方では、多くのUIターン者は自家菜園を作りたいという強いニーズもあります。こうしたことを受けて、本町では空き家バンク事業を活用して空き家に付属した農地を農地法3条で取得あるいは賃貸する場合は、通常は三反要件と言いますか、30アールが下限面積となっておりますけれども、そうした場合については1アール、30分の1ですけれども、1アール、まあ1畝ですが、1ア

ールで良いというふうな要件緩和をしております、農地の利用を促進していますが、これは、制度的には現在は空き家と農地の所有者が同一の場合に限るとしてしております、所有者が異なる場合は想定をされておられません。しかしながら今ご指摘の面も確かにありますので、他市町の事例等ももう一度調査してみ、制度変更可能なものであれば所有者が違って良いというふうなことも検討していきたいというふうに思っております。ただ、農機具のレンタル、町がレンタル用農機具を持って、という話であります、まあ5年7年と耐用年数の短い農機具を町が持つというのは若干無理があるように思いますし、空き家の所有者や離農者から譲っていただくとか、基本的には使用者が農機具店や近くのホームセンターで購入していただくということで、自前でお願ひしたいと考えております。

最後に、「U I ターン者が町内の企業、事業所への就業を促進するための環境整備、設備投資等への補助について」であります、新型コロナを追い風に田園回帰の流れが起こり、今後、益々本格的になってくることが予想されます。阿武町の恵まれた環境のもと、一次産業への就業、また二次、三次産業への就業にも、冒頭申し上げました光ファイバ整備はI o T社会のインフラとして多方面の活用が考えられます。また、六次産業化のほか半農半X、I Tを活用したスマートな形での農業や林業、また農業と土木など各産業の融合をもたらすと思われま。そうした中で、市原議員ご指摘の町内企業への就業を促進するため、しごと創出のための環境整備、設備投資等を行う際の補助制度の創設、地区外からの受け入れ等、居住に係る社宅整備や家賃補助の新設であります、正にご指摘のとおりでありますので、他の自治体の事例も調査して前向きに検討して参りたいというふうに思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。1番、市原 旭君。

○1番 市原 旭 ただ今いみじくも田園回帰という言葉が出ましたけども、私も再質問でしようと思っております、およそ約10年前、田園回帰という地域を見直し、また地方を見直そうということで動きがありました。今回のコロナ禍の状況がまたそういった都市に住む者がまた不安になって、そういったことがますます加速するのではないかというふうに思っております。様々な施策をですね、これから矢継ぎ早に発信していくことがこれから一番大事なことでないかなというふうに感じておるところです。念願の光ファイバも整備が進むということで、今、最近でいいますとジオパークだ、キャンプフィールドだということで、ある意味で阿武町がこれまで経験したことのないような観光といった方向にも仕事広がっているのではないかなというふうに感じています。正にチャンスがこう追い風のようにこう吹いてきているような気もしておるわけです。地域にチャンスが到来するということは可能性が広がるということで、雇用の広がりも正にまた広がっていくのではないかなと感じています。町長は以前「企業誘致というのは言葉としては簡単かもしれんが現実はその簡単ではないんだよ」と話をされておられました。私も同感です。ただ、現在の状況、また新たな可能性が展望が開けた今をもって今後都会からの人の流れ、雇用の創出等お考えをお持ちでしたら一言伺いたいというふうに思います。

○議長 町長。

○町長 まず田園回帰の流れにつきましては、以前からも言われておりますけど、正にこのコロナを新たな契機として加速をしていくというふうに思っておりますし、すでに首都圏での調査によれば、若者の30パーセント以上の方が相当真剣に考えているというふうな報道もされているところでありまして、そうすると我々はしっかりその受け皿を作って、今まで以上に作っていかなければならないというふうに思っております、その大前提というのが先ほどの光フ

アイバ。これはもう最低の条件になると、これがちゃんとしていない所については、もうテーブルに乗れないような状況になっていると思います。先ほどの2業者ありました。2業者というのは萩テレビさんとNTTさんですけども、この2業者の内の萩テレビさんについては150メガですかね、150メガでありますから、マックスが。スピードが今度は1ギガということは1000メガですから10倍違う。まあそういうふうなこともありますし、この通信スピードというのも若者達の関心の的であります。そして、このことをきちっと整備することが、今もうすでに始まっていますけども一部で始まっておりますが、5G、これによる高速大容量通信につながってくると。これも、それが若者達が移住定住をしていく上での最低の条件になってくると思っています。ですから、この田園回帰、明治大学の小田切先生が色々な提言をされておりますけども、このことについてはしっかり受け止めておるつもりでありますし、今後もしっかり対応していく必要があると思っております。それから企業誘致につきましては、本当に取り組んではおりますがなかなか難しいというのが現実でありまして、当然この北浦地域に住んでおりますと色々な特に物流については難しいわけがあります。ただもう一つのネックでありました通信につきましては今からこのことが解決していきますから、一つの大きな障害は乗り越えられるというふうに思っております。色々な形で物流の横道運賃もこの北浦でありますからお金がかかるわけありますので本当に厳しい状況であります。ただ一つでも二つでもチャンスがあればですね、そこに食いついていくというふうな姿勢で今思っております。それについては今現在、まだまだ表に出すわけにはいきませんが、色々な形で水面下で努力をする状況であります。そういうふうなことで企業誘致についても今から進めていかなければならないし、それがための条件整備として、各種の優遇措置あたりもよく研究してですね、よその措置に負けなような形で提示していくことも必要であると思っております。そしてハード

的な面についても、今はあそこのLベースであります。もし、うまくあれが誘致でもできることであれば、今度は次のもの、誘致ができてはなえるというんじゃないですね、誘致用の残土を使った用地造成も同じことではあります。やはり一定のものは「はいどうぞ」と示されるものがないとですね、それから動き始めてもすね、もうなかなかそんなスピードじゃないと思いますけど、可能な限り受け皿を作ることも努力をしていかなきゃならないと思います。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「ありません」という声あり。)

○議長 はい、それでは続いて、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 市原 旭 それでは2つ目の質問に移ります。2つ目は、自伐型林業について町長に伺います。

現在、阿武町では、森里海新たなしごと創出プロジェクトの中で「自伐型林業」に取り組んでいます。4月1日には、『自伐型林業の担い手』として地域おこし協力隊が着任。更に、現在2人目の募集もされており、WEB上には募集記事が掲載されています。それによると「森・里・海の豊かな自然環境の恵みを楽しみ、同時にその生態系を保護してきた当町では、地方創生推進事業3本柱の一つとして「森里海新たなしごと創出プロジェクト」を実施します。漁業と林業から成る本プロジェクトの一環として、自伐型林業を実践する「地域おこし協力隊」を募集します。」と書かれています。また、現在、筒尾から遠岳山に向けて林道を整備しモデル林を作ろうとされていると認識をしております。これまで数回講座が開催されております。私は、昨年の中嶋健造氏をお迎え開催された「全国の自伐型林業の取組みについて講演会」を聴講いたしました。多くの農家は、冬場の仕事として自分の家の山に入り、間伐をしたりその材を使って薪にしたり、あるいは枝葉をかまどや風呂の焚き付けに持ち帰った

りしてましたから、林業は冬場の日常でした。ですからちょっとした冬場の仕事になるのではないかと考えたのがそもそもの受講理由です。現在、一次産業を取り巻く環境、特に林業は後継者不足が深刻です。しかし担い手以前に指導者がいないことが最も危惧されるところです。そういった意味では、数回ではありましたけれども研修会、講習会を設けられたこと、大変有意義であったと思います。講演会で「林業は、半世紀という途方もない時間がかかり、それゆえその間に後継者を失い間伐を怠り森を育てて来なかった。」という反省点を学びました。厳しい現状でした。これまでの自伐型林業への講習等の実績を踏まえての反省点、これからの講習等の計画について町長に伺います。先ほどの中嶋健造氏が代表をされていますNPO法人自伐型林業推進協会のホームページトップに「日本列島の面積の7割をしめる森林では、皆伐や荒い間伐作業、放置林が目立っています。環境保全型で低コスト、参入が容易な林業を展開するためにこれから自伐型林業を始めたい。自伐型林業に転換したい。自伐型林業で地域再生を実現させたい。そんな個人や自治体・地域を支援していきます。」と書かれています。一方、阿武町には従来型の林業を営んでいる会社や個人もおられます。公有林でなければ、それらの森をどう伐採しようと意見できる立場にないわけですが、県内の各地に見られる皆伐された山肌は、決して自然に優しく見えません。林業は、森林を健全に育てる重大な役割を担っています。ゲリラ豪雨などにより土砂崩れを起こした山の多くは、しっかり管理をされておらずほったらかしで、木が十分に育たないため強烈な雨風により倒伏し、あるいは、土砂崩れとともに川へと流され橋の欄干を塞ぎ河川の氾濫や洪水へと人々に被害をもたらせます。決して阿武町ということではありませんが全国のあちこちで見受けられます。戦後に植林された60年生の森の杉や檜は、十分な間伐がされていない山が多く、自伐型で間伐を行い「森を育てる時間」をかけ、価値を高めることによって正に宝の山に変わるのを待てないも

のでしょうか。従来型を営む林業の経営者（会社、あるいは森林組合等）が自伐型に興味を持てるような施策はできないのでしょうか。当然目下を追わなければ経営はできません。ですが、80年100年を目指している自伐は、60年生で皆伐をしてしまうとゼロスタートになってしまいます。農事組合法人のように土地を集約し管理契約をするとかのお考えはないのでしょうか。また、住民であっても「山を所有していない者」、ましてや「移住者」であれば更に林業で生計を立てることは大変難しいと思います。林業に携わる人の中には、単に山で生活がしたいというある意味マニアックな方も少なくないと聞きます。人の人生の価値観はそれぞれです。「林業法人」のようなものができると具体的な夢が膨らむ気がします。町長は、今後どのような展開をされるのか伺います。

当初、私は農作業や仕事の合間にやれると気楽な気持ちで受講を受けましたけども、そんな片手間な仕事ではなくて、20年30年先を見据えた夢のある仕事だということに気づきました。昔ながらに林道を作り積み重ねて現在に至ってれば林業で生計を立てていけたのかも知れません。ですが、今からでも地道に続けていったとしても間違いではないと思います。今は、モデル林の林道作成だけかも知れませんが、この先、町内の各地に林業をしてみたいという就労者があった時の対応、あるいはしてみたいという働きかけを町としてされるおつもりなのか、そうなる当面出てくる間伐材の利用方法、キャンプ場での薪としての活用以外にお考えがあるのか、更に15年、20年先を見据えたビジョンを伺いたいと思います。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 自伐型林業ということについて、その可能性、仕組みづくり、将来展望についてのご質問をいただきました。

まず、阿武町における「自伐型林業」への取り組みは、地方創生推進事業を

活用した「森里海新たなしごと創出プロジェクト」により、第一次産業を基幹産業とする本町においての新たな取り組みとして、「森」これは林業を称していますが、申しあげましたとおり「自伐型林業」を、そして「里」は農業を称しまして、農産物のブランド化、1/4ワークスにおける援農、更にスマート農業や農福連携の推進などを、そして「海」これは漁業であります、海産物のブランド化、6次産業化や道の駅スタッフ等への販売指導や研修に専門家を招へいして計画的に実施するなど、それぞれの分野において新たな展開、雇用を創出しようとするものであります。

こうした中、この「自伐型林業」につきましては、まず、町内で林業に携わっていらっしゃる方や、自伐型林業に興味をお持ちの方に、「自伐型林業」とはどのようなものであるのかということを理解していただくために、平成31年1月に「自伐型林業勉強会アンド路づくり理論路網設計」と題して、匹見・縄文之森協議会の高橋会長の講演を実施したほか、同じく10月には議員もご参加いただきました「自伐型林業推進フォーラム」を、自伐型林業を推進する取り組みのためのキックオフイベントとして開催いたしましたけども、講師にはNPO法人自伐型林業推進協議会の代表理事であります中嶋健造氏を迎えて、「全国の自伐型林業の取り組みについて」ご講演をいただいたところであります。この講演では、自伐型林業は、低コストで事業開始が可能であり、択抜方式の多間伐施業であることから環境保全にも寄与できるほか、兼業でも可能であるため、誰にでも開始できる事業であることが紹介されたところであります。また、昨年度は、この講演会を皮切りに間伐材の搬出、間伐材を利用した薪割り、製材のほか、チェーンソー講習においては3日間にわたり基本操作から伐採に至るまでの研修や作業道の作り方などについて、全5回、延べ7日間にわたる研修会を開催し、町内の方を中心とした、自伐型林業に興味をお持ちの方にご参加をいただきました。また、新たなしごと創出といたしまして、林業の担い手

となる「地域おこし協力隊・林業支援員」を募集し、今年4月1日から東京都出身の青年を採用し、現在、筒尾集落から遠岳山に向かう林内作業道の開設、そして、これに伴う間伐などについて実践研修を行っているところであります。そして、計画では林業作業員としての任期を満了した後は、自伐のフィールドとして、町有林50ヘクタール程度を貸与することとしているところであります。ここで、この研修期間内の成長を本当に楽しみにしているところであります。ここで、自伐型林業であります。全国で概ね1,800人が取り組んでいるといわれております。ただ、自伐型に取り組んでおられる方の大半は、農業などとの兼業であり、専業の林家は全体からすれば一部であり、ある程度管理ができあがっている森林と、まとまった面積を所有されている林家に限られているようでもあります。ここで、先進的な自伐型林家の事例を紹介いたしますと、徳島県の橋本さんという方がいらっしゃいますが、この方は、銀行にお勤めで、奥様の実家が110ヘクタールの先祖代々のそれも樹齢100年～150年生の杉などを中心に、広葉樹を交えた山林を所有されていたそうであります。この山林の管理は、地域の林業経営体に任されていたそうであります。木材の切り出しはどうしても公道に近い、仕上がった木材のみを優先して搬出され、山は荒れていく方向にあったようでございますが、この山林を自ら保全、管理することを決心されて、銀行を退職して自伐林家となられたとのことであります。もちろんこの方は、自伐型林業のノウハウに一から取り組まれたわけですが、吉野杉で有名な奈良県における林内作業道の開設方法などを勉強されて、今では所有されている山林内に総延長で30キロメートルに及ぶ林内作業道を整備され、施業効率を向上させ、2人の息子さんを大学にやり、長男は自伐型林業の後継者として親子2代で施業をされているとのことであります。自伐型林業は、「森を育てる時間」を十分にとりながら、間伐をしてその山の材積を安定的に増やす方法であり、1人の自伐林家が安定した経営を継続するには、30～50ヘク

タールのフィールドが必要といわれ、この手法が注目されているところであります。ただ国の林業政策におきましては、健全な森林の育成を推進することから、若齢木の枝打ちをはじめ、間伐に至るまでの保育施業に対する補助がされているところでありますが、平成30年度には「林業成長産業化総合対策」による地球温暖化対策として、木質チップにおけるバイオマス燃料を供給するための「資源高度利用施業」を新規に補助メニューとして、主伐、皆伐に対する補助をすることに方向転換するというご承知のとおりであります。森林には、水源かん養機能があることは万人の認めるところでありますけれども、私は、皆伐つまり山の一定範囲の木を一度に全部伐採することが、その機能を大きく損なう可能性があると思っております。この点につきましては、国の施策に若干の疑問を抱いています。また、現実として皆伐後に造林されればまだ良いのですけれども、森林の管理後継者が不在であるなどを理由に、再造林がほとんどされていないのが現状であるというふうに聞いております。そして、皆伐後のむき出しの山は、近年の異常気象によっては甚大な土砂災害を引き起こすことも懸念され、相当前ではありますけれども、ご承知かもしれませんが近隣で大規模に皆伐された放置山林が集中豪雨により崩壊し、尊い人命が失われたことが記憶によみがえるところであります。このような、自然災害を防ぐ目的のみで、全ての山林に間伐のみの保育施業を押しつけることは難しいところではありますが、間伐を主とした施業は、森を育てながら材を搬出して利益を生む経営方法であることから、皆伐ほどのまとまった収入がないわけでありますので、従来型の林業経営者、会社や森林組合などでは、経営を考えた上で採算が合わず、皆伐に切り替えられていくこともなかなか否定しがたく難しいところでもあります。また、今後の山林の管理につきましては、地域の農地を守る農業法人のように、同じように地域の山林を守るための法人を立ち上げて、山林を集約して管理契約をしてはどうかという提案であります。このことにつきまし

では、近年、森林の整備を進めるにあたり、所有者の経営意欲の低下や担い手の不足などが大きな課題となる中で、森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村が自ら管理を行う「新たな森林管理システム」を創設することを踏まえて、我が国の森林を支える仕組みとして、「森林環境譲与税」が創設されたところであります。なお、「新たな森林管理システム」では、森林所有者に適正な管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、森林所有者自らが森林管理ができない場合は、その森林を市町村に委ねていただき、経済ベースに乗る森林については、意欲と能力のある森林経営者に経営を再委託するとともに、自然的条件から見て経営ベースでの森林管理を行うことが困難な森林については、市町村が公的に管理を行うこととされているところであります。この仕組みの中で、市町村が行う公的な森林整備や、所有者の意向・境界確定、そして、人材育成・担い手確保などのシステムを円滑に機能させるために必要な財源につきましては、先ほどの「森林環境譲与税」の活用が見込まれるところであります。なお、市町村が公的管理を行うべき山林の管理者につきましては、国が示す「森林・林業基本計画」におきましては、林業経営計画の作成を行う「持続可能な林業経営主体」として、効率的かつ低コストな施業を実施し得る「効率的な実施しうる者」と位置付けておりまして、新たな森林管理システムにおきましては、この両者ともが市町村が経営を委ねる候補者となり得るとされておりまして、その育成を図っていく必要があるとされているところであります。その上で、町が森林の管理経営を委ねる林業経営者、林業経営体を育成することになっておりますが、このことについては現時点では森林組合や素材生産、自伐型林家等が対象となってくるであろうというふうに思っております。いずれにしても、自伐型林業は、間伐を交えて木を育て材積を増やす「多間伐施業」であり、木を育てる期

間においては収入と支出がなかなか均衡しないことから、自伐型林業推進協会の中嶋代表におかれましても「林業は農業の兼業に向いている。両方の収入で生活できる。」というふうに農業との兼業を勧められているところであります。最後に、阿武町における今後の林業就業者等に対する対応であります。まず、冒頭紹介いたしました「地域おこし協力隊・林業支援員」につきましては、将来の自伐型林業の担い手として研修を継続し、現在1人である支援員を、現場の安全管理体制等を考えますと、最低2人体制とするために、引き続き募集を続ける一方で、今年から研修を開始した支援員については、研修終了後、自伐と何らかの仕事をうまく組み合わせて、阿武町の自伐型林業の新たな指導者として、自伐型林家を育てていただきたいと考えているところであります。また、林業の就業希望者に対しましては、昨年度に引き続き自伐に関する研修として、間伐材を見極める「選木」、そして自伐の応用としての「ロープワーク」、「製材」などを計画しているところであります。なお、研修フィールドにおける間伐材は、現在は主に林内作業道の補強に使っておりますけれども、今後は、自伐型林業の出口対策として、キャンプフィールドや家庭用の薪ストーブ等への薪として販売するほか、木の品質を見極めながら、木材市場での正規の「A材」「B材」「C材」としての材質に合わせた多様な出荷販売にも取り組むこととなっております。町内の山林は、戦後の集中的な植林によりましてすでに多くの山が50年の伐期を超えておりますけれども、ご案内のとおり大半の山は枝打ち、間伐などの保育作業がなされていないことから、これからの山林を活用するためには改めて施業が必要であります。このため、当面は森林環境贈与税を有効に活用しながら、荒廃森林の解消や放置森林の再保育に向けた取り組みを実践しながら町内の山林を活かしていく取り組みを進めて参りたいと考えているところであります。以上です。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「ありません」という声あり。)

○議長 以上をもって1番、市原 旭君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため会議を閉じます。午後は1時からおこないます。

休 憩 11時59分

再 開 12時58分

(議会再開の前に皆さんにお知らせします。5番清水教昭議員は体調不良のため、午後は欠席されますのでお知らせいたします。)

○議長 それでは、昼食のための休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。それでは3番、伊藤敬久君、ご登壇ください。

○3番 伊藤敬久 今から3番伊藤が集落排水事業と合併浄化槽について質問いたします。

昨年、令和元年第2回阿武町議会定例会において、町長から「公共施設のインフラ整備、特に耐用年数を迎えている簡易水道と集落排水事業について質問したところ、給水施設・排水施設の更新は、事業費が高額で施設の利用者には負担を求められないので、国の補助を含む公費で実施しているが、個人の打ち抜きに対する補助を行ったことがない。また、合併浄化槽においても更新に対する国の補助がない以上、町単独で補助することは難しい。」と回答をいただいております。しかし、町長はこの3月議会において、広報2月号、町長コラムで「打てば響く」の中で、世界先進国の地方自治体の規模がイギリス5,600人、ドイツ5,100人、スペイン4,900人、フランス1,600人でEU平均3,960人であると、またアメリカ7,500人で、日本の地方自治体の規模は39,100人でEU平均の10倍の規模であると書いておられます。「我が阿武町は3,200人で、地方

自治の最大の目的である、そこに暮らす住民の声がしっかり伝わり、行政運営に反映される色々な施策が展開され、住民の暮らしの満足度として来るものであると、阿武町の人口規模は「打てば響く」のジャストサイズであると自信を深めた。」と発言をされました。そこで、当然阿武町民の暮らす生活環境・地形は十分把握されていると思います。行政サービスは、町民が平等に受けるものです。差別があってはなりません。そこで、今日は集落排水事業と合併浄化槽について質問します。

阿武町の下水道事業は、集落排水と合併浄化槽の2事業があります。その設置目的は、生活排水による公共水域、特に、町内の飲料水源である町内河川の水質汚濁を防止する補助事業として設置を推進されたものであります。第7次総合計画の社会基盤の整備・維持管理によると、町内の集落排水事業は、平成元年度奈古地区で始まり、平成5年阿武地区、平成6年筒尾地区（これは自治会管理となっております。）、平成8年宇田郷、郷川地区、平成10年尾無、福田下地区、平成11年河内地区、平成12年木与、惣郷地区、平成16年宇生賀地区の11地区があります。その集落排水の町内カバー率は86.5パーセントで、その普及率は84パーセントであります。また、集落排水の対象にならない条件不利地は町内で13.5パーセントあり、小規模合併浄化槽の普及率は8.3パーセントであります。阿武町の下水道普及率は92.3パーセントであると記載されてあります。そこで質問します。集落排水事業の排水施設（本管と処理場施設）の更新は公費で行われるのに対し、合併浄化槽の更新は国の補助がないので補助しないと回答されましたが、国の制度の隙間を埋めて、町民の要望に添った行政をするのが地方自治の役目であると思われませんが、合併浄化槽の更新にかかる新たな補助制度は考えられませんか。合併浄化槽は、平成3年度制度開始以来、令和元年度までに5人槽で44基、6人槽で33基、7人槽で43基、8人槽で53基、10人以上2基の計176基が設置されております。合併浄化槽の設置時の補助は、

国が1/3と阿武町合わせて約4割で、5人槽で39万円、7人槽で56万2,000円で浄化槽の規模により上限が設定されています。その更新時の浄化槽の費用は今現在で、5人槽で100万円、7人槽で150万円に、これに工事費50万～150万円の新設がかかり、これには新設工事費の約1.5倍という工事費が、設置している老朽化した施設の撤去が含まれておりますので高額になると聞いております。集落排水は公費で更新しながら、合併浄化槽については個人の施設であり国の補助制度がないので補助はしない、更新は自己負担で更新せよ、とはあまりにも不公平ではありませんか。集落排水は該当地区の使用戸数が減少しても、地域内全体での排水施設を更新しなくてはなりません、当然1戸あたりの価格は高くなります。しかし一方で、合併浄化槽は設置されている住民が廃止されれば、その時点で終了し町の負担はいりません。設置目的は同じであります。条件不利地に暮らす町民にも平等な行政サービスの光を当てる考えはありませんか。町長にお伺いいたします。以上です。

○議長 ただ今の3番、伊藤敬久君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 伊藤議員のご質問の主旨は、集落排水事業等の排水施設の更新は公費で行うのに、地理的条件等により個人で合併処理浄化槽を設置せざるを得なかった者については、最初の設置には補助があるけども、浄化槽の更新をする際には補助がないので、町単独の補助が創設できないか、とのお尋ねであります。

これまで国は、生活排水処理による生活環境の保全や公衆衛生の向上の観点から、市町村の農業集落排水等の排水処理施設の整備に対する補助を行うと同時に、合併浄化槽の設置、新設に係る補助についても「浄化槽設置整備事業実施要綱」を制定し、補助制度を創設して、町もこれに合わせて「合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を制定し、国に上乘せする形で、合併浄化槽の整備を推進して参りました。ただ、ご指摘のとおり、合併処理浄化槽につい

では、国の要綱では、家屋を新築、又は増築する際の浄化槽設置についてのみ、処理浄化槽未普及解消につながるものとして、補助の対象となっており、更新や改築においては、「災害に伴う家屋の建て替え又は災害に伴う故障による更新」これのみが対象とするとなっており、耐用年数経過等による更新については、対象外となっているところであり、本町も上乘せする形でありますので、当然、同様な扱いとなるところであります。ここで、本町における下水処理の状況であります。本町においては、中山町政時代から「全戸水洗化」を目標に、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等による整備、更に、処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置を推進してきたことは、ただ今ご指摘のとおりであります。そして、これにより、本町の水洗処理人口普及率は、令和元年度末においては93.9パーセントとなっております。ただ一方で、3.4パーセントが生活排水を未処理のまま放出している状況であり、農業集落排水処理区域内であっても、何らかの事情によって未接続の家庭もあることから、単独浄化槽のため生活排水処理は未処理のままとなっている家庭もありまして、これらの解消が今、今後の課題となっているところであります。こうした状況を踏まえ、本町の生活排水処理基本計画では、集落排水処理区域外での合併処理浄化槽の設置をはじめ、区域内における集落排水処理施設への早期の接続、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しているところであります。本町の「合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」では、先ほども申し上げましたが国の考え方を踏襲し、生活排水処理未普及の解消を図るためこれを基本としておりまして、合併処理浄化槽の新規設置のみをその対象としていることは申し上げたとおりであります。ちなみに現在の補助金額であります。これについては、浄化槽の区分によって上限額が定めてありまして、例えば先ほどありましたが、5人槽の場合は、上限は39万円ですが、この財源は、国の基準、国は基準によって出します。国が11万円、そして、残りの28万円を町が上乘

せをしているというふうな状況になっております。

さて、今回の伊藤議員のご質問は、町営の集落排水事業の施設については、更新についても公費で行うのに、個人の合併処理浄化槽の更新については、補助がなくて不公平ではないか、新たな補助制度は考えられないかとのことであります。ここで、誤解があってはいけませんので、あえて申し上げますが、農業集落排水であっても漁業集落排水であっても、あるいは浄水である簡易水道であっても、原則は受益者負担、つまり使用料で支弁するのが基本であり、一般会計からの繰り入れは事務費等で、制度のルール分以外は不適當で、不足分は特別会計内の財政調整基金等で賄うべきであり、どうしても不足する場合についてのみ、一般会計からの繰り入れが認められているところでありまして、本町においても、集落排水事業特別会計において、施設の保全改修工事、浄化センター周辺整備に係る工事費等、資本費のうちその経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額にのみについて、一般会計から繰り入れているところであります。ただ、集落排水事業における建設費の一般会計からの繰出しの基準については、明確な基準が明示されていませんので、簡易水道事業の繰出し基準、これは明示されておりますから、これで参考に申し上げますと、簡易水道事業の建設改良費の10パーセントが繰出しの対象経費となっております。ここら辺りが一つの目安かなというふうに思っておるところであります。合併処理浄化槽は、集落排水施設と同様に、構造、材質等から、恒久的な生活排水処理施設とされており、その設置は、人口密度が低く、平坦地の割合も低い地域においては、むしろ経済的な施設であって、今後も普及を図っていく必要もあります。既存の浄化槽について、その耐用年数経過後において更新がされず、適正な生活排水処理がされなくなることは、第7次の総合計画に掲げる「環境負荷の少ない生活環境への転換」に反し、環境保全上あってはならないことでもあります。また、集落排水事業の処理区域

外につき、やむを得ず合併処理浄化槽を設置し、更新に至るまで正しく管理維持を行っていただいたにも関わらず、使用に耐えられなくなった合併処理浄化槽が、金銭的な面で更新されずに、十分な機能が発揮されない事態のまま使用され、そのことが周辺の水質に悪影響を及ぼすことは避けなければなりませんし、そのことが、伊藤議員のご質問の主旨であろうというふうに思っております。従いまして、このただ今のご提案につきましては、他市町の状況等も調査した上で、前向きに検討して参りたいというふうに思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。3番、伊藤敬久君。

○3番 伊藤敬久 再質問いたします。今、町長から合併浄化槽に対する更新時の負担について前向きに他市町の状況も踏まえ、調査をして検討していくということで大変ありがとうございます。そこで、もう1つ提案でございますが、今、阿武町はIターンUターンの移住者対策でですね、移住者に対しては色々な補助があります。特に新しくIターンで来られて新築をして阿武町に住むということになった人に対しては、住宅地、町営の造成住宅地で新築をすれば、住宅地がほぼ無償になるほどの補助制度があります。しかし、Uターンで実家に帰った人や町外に出ずに地元に残った後継者に対しては何もありません。浄化槽の更新は耐用年数40年ということで、私の時代には更新はありません。私の次の世代の時に浄化槽の更新がかかってくるかと思えます。そこでせっかく地元に残ってですね、しっかり家を守り地域を守っていこうという者に対して何もないというのはちょっとあれですから、できればですね、補助制度を阿武町としてまず全国に先駆けて制度制定をされてですね、地元出身者が地元に残り、出身者が地区外に出た者が帰ってくるような体制を整備されたら

いかがかと思いますので質問いたします。

○議長 町長。

○町長 あのさっき地元の方にとって何もないというお話がありましたが、今住宅の建築等に対する補助につきましては、ちょっと前まではIターンとUターン、まあさっきおっしゃるとおりでありましたけど、I Jターンでしたけども、今はUターンもそれに加えておりますので、何もないというのはちょっと。若干改善はされてきたというふうに思います。ただ趣旨としてはまだまだそれが足りない、という思いでございましょうから、そのことは私も十分理解いたしますので、今後とも何かの色々なことにつけてそういったUターンの方にもそういった恩恵をこうむることができるような制度については、今から研究しながら先ほどの住宅のこのようにですね、現行制度を拡充してUターンを加えるであるとか、色々新しいことも考えられるでしょうから、今から研究しながら進めていきたいというふうに思っております。そして今、目の先のこの合併処理浄化槽の更新時のことにつきましても、どのくらいの率になるのか、そこら辺については色々調べてみて、そりゃあ住民の方からすれば高ければ高い方が良いわけでありましたが、なかなかそういうわけにはいかないし、他の、例えば今の住宅リフォーム補助金等もあります。ここら辺りは10パーセントです。そこら辺もありますし、色んなものともこう兼ね合わせて考えた中で制度を作って構築していく、あるいは現行制度の中で拡充して運用していく、そういったことにさせていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、先ほど申されましたことの趣旨は、やはり外から来る人だけじゃなしに帰ってくる人、そこらにもしっかり目を向けてくださいよという話でありましょうから、ここらについては私も意を用いていきたいと思っています。以上です。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、伊藤敬久議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、これをもって3番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

#### 日程第4 議案第1号

○議長 日程第4、議案第1号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更、について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書の1ページをお願いします。議案第1号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、をご説明いたします。本件につきましては、過疎対策事業債の起債対象事業とするためには、阿武町過疎地域自立促進計画に掲載する必要があるため、計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものです。2ページの新旧対照表の追加又は変更部分にアンダーラインをしておりますので一緒にご覧いただきたいと思います。内容としましては、過疎計画の別表「事業計画」の表中に事業の追加及び変更を加えるもので、本文の3項「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の中の、(3)計画 事業計画の表中、区分の2「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、区分名(6)電気通信施設等情報化のための施設の項に「施設名その他の情報化のための施設、事業内容、光ファイバ設備整備事業」を追加するものです。これは、NTT西日本山口支店が民設民営で国の高度無線環境整備推進事業を受けて行う光ファイバ設備整備事業について、阿武町の負担金を事業として追加するものです。以上で説明を終わります。

#### 日程第5 議案第2号

○議長 続いて日程第5、議案第2号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、阿武町固定資

産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、をご説明いたします。本案件につきましては、阿武町固定資産評価審査委員会委員のうち、現在1期3年目の中野克美委員及び堀和也委員の任期が今年9月30日で満了いたしますので、その後任委員の選任であります。両委員の再任でご同意をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 続いて、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第2号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第2号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

## 日程第6 議案第3号

○議長 日程第6、議案第3号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の4ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、をご説明いたします。本案件につきましては、現在2期8年目の小田正紀委員及び1期4年目の田原俊子委員の任期がそれぞれ今年9月30日を持って満了いたしますので、その任期満了に伴う後任委員の任命であります。教育委員会委員の任命にあたりましては、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項により、「委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命をする。」との規定があり、今回、表にありますように、新たに中学校教員の経験者である宇田郷地区惣郷の安光明文氏、及び保護者枠として阿武小学校PTA副会長を7年前から務められている奈古地区下郷の三浦美和子氏の任命についてそれぞれご同意をお願いするもので、任期は1期4年となります。なお、両氏の経歴等につきましては、別紙で経歴書をお配りしておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 続いて、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第3号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

### **日程第7、議案第4号から日程第9、議案第6号を一括上程**

○議長 日程第7、議案第4号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第4回)から、日程第9、議案第6号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)までを一括議題とします。

まず、議案第4号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第4回)について、

執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の5ページをお願いいたします。議案第4号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第4回)についてご説明いたします。まず、第1条第1項は、令和2年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して今回の補正額は4億2,853万3,000円を追加し、総額を43億8,362万4,000円とするものです。また、第2項は歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりで、第2条の地方債の補正についても別冊補正予算書の第2表のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。12ページ、2款総務費から、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、診療所費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、畜産業費、無角和種地方創生特別事業費、林野管理費、単県農山漁村漁礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、公立学校情報機器整備事業費、学校管理費(小)、感染症対策学習補償支援事業費(小)、感染症対策学習補償支援事業費(中)、町民センター費、文化施設の感染症対策事業費、体育センター等費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。8ページ、14款国庫支出金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 以上で、歳入の説明を終わります。続いて、議案第5号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の6ページをお願いします。議案第5号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)について説

明します。今回の補正は予算の総額に289万円を追加し、予算の総額を6,192万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の34ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第6号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の7ページをお願いします。議案第6号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は予算の総額に1,141万2,000円を追加し、予算の総額を6億7,138万9,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の44ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで会議を閉じて、10分間休憩をいたします。

休 憩 14時06分

再 開 14時14分

○議長 休憩を閉じて会議を続行いたします。

### 日程第10 議案第7号

○議長 続きまして、日程第10、議案第7号、令和元年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の8ページをお願いいたします。議案第7号、令和元年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、をご説明いたします。本案件につきましては、令和元年度の阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算に

つきまして、監査委員さんからの監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により認定をお願いするものであります。なお、各会計の決算書及び監査委員さんの決算審査意見書、そして主要な施策の実績は既にお手元にお配りをしているとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。長山監査委員さん、ご登壇ください。

○代表監査委員(長山雅範) それでは、お手元にお届けしております、令和元年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された令和元年度阿武町一般会計及び7つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は次のとおりであります。

調査の対象は、令和元年度阿武町一般会計歳入歳出決算、並びに令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算をはじめ7つの特別会計でございます。次に、審査に要した期間は、令和2年8月19日から24日までのうち3日間をかけて、慎重に審査をいたしました。続いて、2ページをお願いいたします。審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び収入支出済額については、歳入主計簿、収入命令、調定簿、歳出主計簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、また財産等については、財産台帳、備品台帳、証券類等により審査を行いました。経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿により審査するとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査いたしました。

審査の総括意見でございますが、令和元年度阿武町一般会計及び特別会計並

びに各事業に対し、4月に年間の監査方針を策定いたしまして、事務・事業の執行全般を対象として、経済性・効率性・有効性の観点等に留意して、まず、第1に各出先機関と各課の定期監査、第2に工事監査、第3に財政援助団体等の監査、第4に道の駅や高齢者福祉施設など公の施設の指定管理者の監査、第5に例月出納検査を毎月15日を原則として1年間を通して行い、また、決算審査、財政健全化審査及び基金運用状況の審査につきましては、8月下旬に集中的に行いました結果、収入・支出命令等の証拠書類はよく整理されており、阿武町財務会計システムにより出納室の計数は、指定金融機関である山口銀行の日計数値との照合が随時行われており、その計数は正確であり、過誤はありません。また、各種事業の執行についても現地確認を行い、適法かつ適正に処理されていることを確認いたしました。次に一般会計及び7つの特別会計の歳入歳出決算状況は、2ページの表のとおりでございます。一般会計及び7つの特別会計を合算した歳入決算額は50億642万34円で、歳出決算額は45億9,267万7,888円となり、歳入歳出差引額は4億1,374万2,146円となりました。全ての会計の予算に対する収入率は100.1パーセント、歳出の執行率は91.8パーセントであります。執行率につきましては、一般会計では明許繰越費を加味すると91.4パーセントで、執行率は下がっています。一般会計の予算の計画的かつ効率的な執行になお一層の配慮と、行政水準の確保・向上を望むものであります。次に、3ページの一般会計から特別会計への繰り出し状況は、7つの特別会計に繰り出され、その繰出金の総額は2億4,182万4,731円で、対前年度比3.0パーセントの増となっています。繰出金は、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業・介護保険事業等、国の制度的なものもありますが、独立採算制を基調とする特別会計の本質に向けて、自主財源の確保等になお一層の努力を望むものであります。

以上、決算審査の総括意見の纏めとしまして、まず1点目に我が国の経済は、

雇用・所得環境の改善等により内需を中心に回復傾向にあり、令和元年10月に実施された消費税率引き上げについても、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう軽減税率制度や臨時特例措置等により対応されてきました。しかし、昨年12月に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人・モノの動きや経済活動が強く制限される中、深い経済後退の局面に入りました。コロナの危機による経済萎縮が直撃し、大幅なマイナス成長となっています。こうした状況の中、阿武町では、地域の実情に応じた社会保障サービスや防災対策、定住対策等を鋭意推進されており、現在、健全な財政運営がなされています。今後も、少子高齢化、人口減少の現状からみて、町税をはじめとした自主財源の大幅な伸びは期待できず、一方で、社会保障関係経費は増加傾向で推移していることから、依然として厳しい財政環境にあることに変わりはありません。2点目としまして、各事業の推進にあたっては、費用対効果を見極め、経営的観点をもっと追求することはもちろんのこと、効果的な予算執行と持続可能で安定的な財政の確立・維持に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。3点目としましては、今後の町政運営にあたっては、阿武町の総合計画が目指す将来像である『夢と笑顔があふれる豊かで住みよい文化の町』を指針として、過疎・少子高齢化が進む中、基本理念である『選ばれる町をつくる』を元に、各種施策を細やかに検証し、そして必要な施策を着実に推進され、阿武町に住んで良かったと感じ、これからも住み続けたいと思われるような町民全体の町づくりが図られるよう、町政の一層の発展を期待するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。それでは、監査の個別意見としまして、まず一般会計の決算状況は、歳入総額33億996万1,680円で、前年度対比0.2パーセントの増、歳出総額29億4,363万1,700円で、前年度対比2.1パーセントの増でございます。歳入歳出差引額は3億6,632万9,980円で、前年度対比12.6パ

一セント減ですが、差引額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき額2,051万7,500円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は3億4,581万2,480円の黒字で、前年度対比12.7パーセントの減となっています。次に、歳入の状況ですが、予算現額32億4,390万2,120円に対し、収入済額は33億996万1,680円で、予算現額に対する収入率は102パーセントですが、調定に対する収入率は99.6パーセントとなっています。町税につきましては、固定資産税の土地の下落修正の影響等により調定額は前年度より399万1,272円減少しています。また、不納欠損額は、前年度より155万8,100円減少しているものの、収入未済額は前年度より199万1,478円増加しています。高齢化が進む昨今の厳しい経済情勢の中で、収入未済額の徴収は大変厳しいと思われませんが、適正な債権管理は町民負担の公平性や行政への信頼確保の観点から、債務者の状況を把握した上で、適宜法的な措置をとるなどを含め、より効率的・効果的な取り組みが必要であります。今後とも計画的な個別訪問や納付をしやすい分納等により、関係機関や各課が連携をより密にして、収入未済額が減少するように最大限の努力をお願いするものであります。なお、不納欠損処分にあたっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要であります。次に、6ページの歳出の状況ですが、予算現額32億4,390万2,120円に対し、支出済額が29億4,363万1,700円で、執行率は90.7パーセントであります。不用額は、翌年度へ繰越す地域経済循環創造事業をはじめ、8の事業1億1,100万8,500円を差し引くと、実質の不用額は1億8,926万1,920円となっています。歳出につきましても、少子・高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また若者やIターン者等の受け皿となる住環境や各種定住対策、その他多くの生活環境基盤整備に係る事業等を限られた財源の中で、予算を有効に効率よく余すところなく活用し、健全な行財政運営への真摯な取り組みをお願いするものであります。次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7ページから14ページにかけて、阿武町

国民健康保険事業(事業勘定)特別会計をはじめ、7つの特別会計につきまして、収支の状況と審査意見を付しております。ご覧いただきたいと思っております。なお、詳しい説明は、時間の関係上ここでは省略をさせていただきます。また、別表としまして、16ページには一般会計における自主財源・依存財源の状況を、また17ページには収入未済額の状況を付しております。令和元年度の収入未済額は、前年度に比べて502万2,145円の増となっております。近年ずっと増加傾向にあります。なお、財産に関する調書は、別冊の決算書279ページ以降に記載してあります。主なものとして、土地及び建物については、土地が3,053平方メートルの減で、これはナベル駐車場用地売却や町道東方筒尾線用地購入等によるものです。建物は、168平方メートルの増で、尾無住宅建設によるものです。281ページの有価証券や出資による権利にかかる増減はありません。284ページの基金保有額は、25億8,563万7,045円であり、前年度に比べ2億6,408万5,408円の増となっています。285ページの土地開発基金及び高額療養費貸付基金については、別紙の令和元年度阿武町基金運用状況審査意見書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。286ページの地方債残高は21億9,107万3,000円で、前年度に比べ1億514万8,000円の減となっています。287ページの債務負担行為支出額は、令和元年度末までの支出額が2,443万5,000円で、令和2年度以降の支出額は1億8,047万1,000円でございます。

次に、別紙の令和元年度阿武町基金運用状況審査意見書でございます。土地開発基金、高額療養費貸付基金のいずれにつきましても、計数は正確で運用状況につきましても、適正であると認めました。

続いて、令和元年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書でございます。将来負担比率の状況を見ましても、町の借金である将来負担額のうち、地方債の将来負担総額は23億7,313万8,000円で、貯金に相当する充当可能財源総額は49億338万9,000円であり、将来負担比率は数値として表れません。また実

質公債費比率はマイナス1.2となっており、これは極めて良好な状態であり、将来を見据えた健全な財政運営がなされております。今後とも、町民一人ひとりに寄り添い、魅力ある町政を継続していただきたいと思っております。令和元年度予算執行における執行部の真摯なお取り組みに対し、敬意を表しますとともに、決算審査にご協力をいただきました皆様方に厚くお礼申し上げまして、簡単ではありますが、令和元年度阿武町各会計歳入歳出決算、審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

### 日程第11 発議第1号

○議長 次に、日程第11、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、説明を求めます。2番、池田倫拓君。

○2番 池田倫拓 それでは、発議第1号について説明させていただきます。まず議案書の10ページにある意見書案につきまして朗読は省略させていただきますのでご了承願います。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の大幅な減少により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になっていることが予想されます。このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを安定かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。よって国に対し、令和3年地方財政対策及び地方税制改正に向け意見書記載のとおり5つの事項を確実に実現されるよう強く要望するものです。以上、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について議員各位のご賛同をいただきますようお願いいた

しまして説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。

## 日程第12 委員会付託

○議長 日程第12、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号及び議案第4号から議案第7号まで、並びに発議第1号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第4号から議案第7号並びに発議第1号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託する事に決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 14時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 田 中 敏 雄